

平成 23 年

小樽市議会会議録

第 1 回 臨時会

小 樽 市 議 会

平成23年
第1回臨時会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 5月23日～5月24日（2日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
5月23日（月）	議長・副議長選挙、提案説明等	総務・経済・厚生・建設各常任委員会、議会運営委員会、学校適正配置等調査・市立病院調査・東日本大震災による市内経済への影響に関する調査・政治資金規正法違反問題に関する調査各特別委員会
24日（火）	質疑、討論、緊急質問、採決等	

平成23年
第1回臨時会会議録目次
小樽市議会

○ 5月23日（月曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	仮議席の指定	3
1	日程第1 議長選挙	3
1	議長あいさつ	4
1	日程第2 議席の指定	4
	議会人事の民主化と公正を求める動議 小貫議員	5
	○討 論 川畑議員	6
	採 決（投票）	6
1	日程第3 副議長選挙	7
1	副議長あいさつ	9
1	日程第4 会期の決定	9
1	市長あいさつ	9
1	日程第5 常任委員の選任	10
1	日程第6 議会運営委員の選任	10
1	日程第7 特別委員会の設置	10
1	日程第8 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	11
1	日程第9 石狩湾新港管理組合議会議員の選挙	11
1	日程第10 後志教育研修センター組合議会議員の選挙	11
1	日程第11 石狩西部広域水道企業団議会議員の選挙	12
1	日程第12 小樽市農業委員会委員の推薦	13
1	日程第13 議案第1号ないし第4号及び報告第1号	13
	○市長提案説明（議1～4、報1）	13
1	散 会	14

○ 5月24日（火曜日） 第2日目

1	出席議員	17
1	欠席議員	17
1	出席説明員	17
1	議事参与事務局職員	18
1	開 議	19
1	日程第1 議案第1号ないし第4号及び報告第1号	19
	○質 疑 中島議員	19
	厚生常任委員会の開催を求める動議 川畑議員	26
	○討 論 小貫議員	26
	採 決	27
	○討 論 新谷議員	28
	採 決	29
1	日程第2 緊急質問	29
	○林下議員	30
	○成田（祐）議員	33
	○議事進行について 前田議員	40
	○山田議員	42
	○高橋議員	45
	○北野議員	48
1	日程第3 閉会中継続審査の申出	59
1	閉 会	59

議事事件一覧表

議案					
議案	案	第	1	号	平成23年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	2	号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	3	号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	4	号	工事請負契約について
報告					
報告	報	告	第	1	号
					専決処分報告（小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

質 問 要 旨

○質疑

中島議員（５月２４日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 議案第１号
東日本大震災に係る緊急経済対策について
- 2 議案第３号
国民健康保険条例の改正、賦課限度額の改定について
- 3 その他

○緊急質問

林下議員（５月２４日緊急質問１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 政治資金規正法違反事件に関わって
- 2 第三者委員会の立上げについて
- 3 職員の処分について
- 4 パーティー券売買の実態について
- 5 その他

成田（祐）議員（５月２４日緊急質問２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 政治資金規正法違反事件に関して
- 2 その他

山田議員（５月２４日緊急質問３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長選に係るパーティー券問題の経緯について
- 2 再発防止策について
- 3 その他

高橋議員（５月２４日緊急質問４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽市幹部職員による政治資金規正法違反事件に関連して
- 2 その他

北野議員（５月２４日緊急質問５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市政運営の基本問題について
- 2 現時点での政治資金規正法違反事件の内容の報告と選挙長予定の総務部長のパーティー券販売に関する見解を
- 3 政治資金規正法違反事件を生んだ背景について
- 4 市長自身の責任の取り方について
- 5 副市長について
 - (1) 総務部長にパーティー券販売を指示していなかったか
 - (2) 選挙違反するなど庁内で職員に命令しておきながら、パーティー券を部下に売っていたことについて
 - (3) パーティー券を売ることを止めさせなかったのか、違反との認識持ったのはいつか
 - (4) 政治資金規正法違反であるとの認識が弱かったとの、弁解について
 - ア 副市長は一般職がパーティー券を部下に売れば、政治資金規正法違反との認識を持っていたのではないか
 - イ ５月２０日の新聞報道は、はじめから副市長が政治資金規正法違反との明白な認識持っていた証
 - ウ 議会の質問には答弁せず一部マスコミには真実を明かす議会無視について
- 6 議会としても正さなければならない問題についての市長の見解は
- 7 その他

平成23年
第1回臨時会会議録 第1日目
小樽市議会

平成23年5月23日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	26番	成	田	晃	司
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	教育委員	会長	高	木	正	一										
選挙管理	委員会	長	大	淵	勝	敏	農業	委員	会長	藤	田	政	昭								
副	市	長	山	田	厚	教育	長	菊			讓										
財	政	部	長	貞	原	正	夫	産業	港湾	部	参	事	鈴木	勇	三						
生	活	環	境	部	長	明	井	隆	生	医療	保	険	部	長	志	久	旭				
福	祉	部	長	中	村	浩	保健	所	長	秋	野	恵	美	子							
建	設	部	長	竹	田	文	隆	消	防	長	会	田	泰	規							
教	育	部	長	大	野	博	幸	総	務	部	企	画	政	策	室	長	迫	俊	哉		
水	道	局	次	長	関	野	昌	人	選挙	管理	委	員	会	長	長	瀬	幸	一			
農	業	委	員	会	長	梅	津	政	則	監	査	委	員	会	長	小	鷹	孝	一		
総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩	財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之

議事参与事務局職員

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

庶務係長	島谷和夫
調査係長	関朋至
書記	木戸智恵子
書記	佐藤誠

○事務局次長（佐藤正樹） 本臨時会は、一般選挙後の最初の議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、久末恵子議員が年長の議員でございますので、御紹介を申し上げます。

久末議員、議長席の方へお進み願います。

○臨時議長（久末恵子） ただいま紹介されました久末恵子でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

私の職務は、同法第103条第1項の規定に基づく「議長の選挙」であります。

開会 午後 1時00分

○臨時議長（久末恵子） これより平成23年小樽市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

この際、各議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

日程第1「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（久末恵子） ただいまの出席議員は28名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（久末恵子） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久末恵子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（久末恵子） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

点呼を命じます。

○事務局次長（佐藤正樹） 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番中村岩雄議員、4番吹田友三郎議員、5番成田祐樹議員、6番安斎哲也議員、7番小貫元議員、8番川畑正美議員、9番松田優子議員、10番高橋克幸議員、11番斎藤陽一良議員、12番鈴木喜明議員、13番酒井隆行議員、14番上野智真議員、15番濱本進議員、16番林下孤芳議員、17番佐々木秩議員、18番山口保議員、19番斎藤博行議員、20番中島麗子議員、21番新谷とし議員、22番北野義紀議員、23番佐々木茂議員、24番山田雅敏議員、25番横田久俊議員、26番成田晃司議員、27番前田清貴議員、28番久末恵子議員。

○臨時議長（久末恵子） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久末恵子） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に、秋元智憲議員、川畑正美議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

○臨時議長(久末恵子) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 28 票

そのうち有効投票 23票

無効投票 5 票

有効投票中

横田久俊議員 23票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、横田久俊議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(久末恵子) ただいま議長に当選されました横田久俊議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

議長より、ごあいさつがあります。

議長、御登壇願います。(拍手)

(横田久俊議長登壇)

○議長(横田久俊) 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、多くの議員の皆様方から御支援を賜りまして、この伝統ある小樽市議会の議長に選出していただきました。まことに身に余る光栄でありまして、その責任の重さに身の引き締まる思いをいたしております。

高いところから、まことに恐縮ではございますが、この場をおかりいたしまして、心から御礼を申し上げる次第であります。

ごらんのとおりの若輩者であります。しかし、議長の職務に当たりましては、絶えず公平性をもって議会運営に努めますとともに、本市の今後のさらなる発展に向けて、全力を傾注してまいりたい決意でありますので、なにとぞ議員各位の御協力のほどお願いを申し上げます。

市長をはじめ理事者の皆様方におかれまして、これまでと変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。今後の議会運営、議会改革等につきまして、思いは多々ありますが、別の機会にゆだねることといたしまして、議長就任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○臨時議長(久末恵子) これをもちまして、私の職務は終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

議長と交代をいたします。

○議長(横田久俊) 日程第2「議席の指定」を行います。

各議員の議席は、ただいま御着席のとおりといたし、私の議席は25番といたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

○7番（小貫 元議員） 「議会人事の民主化と公正を求める動議」を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいま議題となりました議会人事の民主化と公正を求める動議の提案趣旨説明をいたします。

さきの市長選挙では、5者相乗り、組織基盤では圧倒的に有利であったにもかかわらず、中松市長の得票は4割台にすぎませんでした。

この24年間の市長選挙で、有権者との得票の割合に占める絶対得票率で言えば、昭和62年の新谷元市長が初めて当選したときは、絶対得票率は52パーセントでした。今回は25パーセントと、この24年間の体制の中で最低の得票率でした。このことは、24年間の相乗り市政、オール与党体制への市民の厳しい審判です。

市議会議員選挙では、自民党の議席は9、公明党、日本共産党は5議席、民主党・市民連合が4議席、一新小樽は当選した議員の話合いで4議席、無所属が1議席という結果です。

共産党は、公明党と並んで議会第2党の立場を市民から負託されました。

日本共産党は、議会の民主的議会運営に基づき、有権者が下した議席数に応じて議会の公正な配分を求めてきました。議会の中核人事については、今回も与党が独占しようとしています。私たちは、議長を第一党の自民党から選出することを認め、対立候補は出していません。副議長、監査委員は、第二党の公明党か日本共産党から選出することを主張いたします。これが主権者としての有権者の審判にこたえることとなるからです。

議会は主権者である市民のものです。それぞれの議員に託された有権者の声を市政に反映させることが本来の役割です。議会では、野党はもとより与党も市長の行政をチェックするのが本来の使命であります。それを議会人事の中核と与党が握り、市長を支えるということでは、本来のチェック機能を弱めることになるのではないのでしょうか。

私たちは、今回の市長選挙では、候補者の推薦を見送り、自主投票という立場をとりました。だからこそ、市議会議員選挙の中で、私たち日本共産党に寄せられた支持の多くは、相乗り市政、オール与党の議会を市政のチェック役として働いてほしい、そういう期待の声でした。私たちはその立場で、これからも働いていく決意です。この立場に立って日本共産党は、副議長、議会選出監査委員を比例配分という形で徹底することを強く求めます。

今、市民から小樽市議会に求められているのは、議会の活性化を通じて市民の声が届く議会にしてほしい、そういうことです。今回の人事が有権者の意思を反映し、公正で民主的に議席数に応じた議会人事の配分を実施されるよう、皆さんの賛同をお願いし、提案理由といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

〇8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、議会人事の民主化と公正を求める動議に賛成の討論を行います。

議会人事のうち、委員会の正副委員長は、各党の議席数に基づいて比例配分するという公正さは確保されました。しかし、議長、副議長、議員選出監査委員を与党で独占するという、あしき慣習は今回も改善されておりません。5回にわたる各党派世話人会においても、議会中枢人事を与党で独占する理由について、「中松新市長を当選させた与党として、責任ある議会運営のため、議長、副議長、監査委員の三役を担当したい」旨を繰り返し述べておりました。

御承知のように中松市長は、当選されたといっても、次点者とは3,118票の僅差で、得票率は41.5パーセントです。たとえ低率な支持であっても、市長として選ばれたわけだから支える責任があると言いますが、議会の役割をどのように考えているのでしょうか。

地方議会の基本的機能は、それぞれの地域の住民を代表する機能、自治立法権に基づく立法機能、執行機関に対する批判・監視機能を持つことであり、そのことに責任を持たなければなりません。

今回の市議選では、多くの市民が議会、議員に対して、議会改革を期待し、議員自身も市民の意見を尊重し、議会改革を進めることを述べた人は少なくないはずであります。にもかかわらず、与党会派が一向に有権者の意向を尊重して議会人事における民主主義を前進させるという観点に立たないことは、市民の期待にも反するものです。仮に与党が支持しない市長が誕生しても、所属会派の人数に合わせて議会の三役を要求するものではありませんか。

今回の選挙結果は、自民党が9議席で第一党です。我が党は、公明党と並んで5議席の第二党です。公明党が副議長をというならば、我が党に監査委員が配分されてしかりですし、公正な人事ならば2年交代で副議長を配分すべきです。それが有権者が今回の選挙で示した判断です。

道内各都市の議会における議会人事の選出方法を見ると、会派構成は小樽市とは違っておりますが、函館市では、議長は第一党、副議長は第二党とする慣例はあるものの、監査委員は話し合いで決め、選出する上での与野党の区別はありません。旭川市は、慣例や内規もなく、会派人数や与野党の区別によりません。苫小牧市は、議長は2会派で候補を擁立し、本会議で投票、副議長は第二会派、監査委員は第三会派から選出しています。選出に当たり、与野党の区別はありません。帯広市も慣習や内規がなく、議長は第一党でない場合もあります。江別市は、会派代表者による会議で調整はするものの、選出に当たっては与野党の区別はありません。小樽市議会のように議長、副議長、議員選出監査委員の、いわゆる議会の中核人事を与党で占めるという非民主的なやり方はしておりません。

地方自治体の役割は、住民の福祉を増進することであり、議会はこの立場から市政のチェック機能を果たさなければなりません。市民生活を守り、市財政立て直しのために野党の人事も受け入れるくらいの度量が与党にはないのでしょうか。

最も民主的であるべき議会において、民主主義が通用せず、与党の数の力で押し切ることは許されません。本市議会も、これまでのあしき慣習にとらわれず、民主的な議会、そして市民に開かれた議会にしなければなりません。議員は直接有権者から選ばれており、与党、野党を問わず、有権者に責任を持つ立場で、市長の行政をチェックするのが本来の任務であります。議席数に応じて議会中枢人事を公正に配分されるよう要望して、討論を終わります。（拍手）

〇議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（横田久俊） ただいまの出席議員は27名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（横田久俊） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（横田久俊） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本動議に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載の上、職員
の点呼に応じ、順次投票を願います。

点呼を命じます。

○事務局次長（佐藤正樹） 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番中村岩雄議員、4番吹田友三
郎議員、5番成田祐樹議員、6番安斎哲也議員、7番小貫元議員、8番川畑正美議員、9番松田優子議
員、10番高橋克幸議員、11番斎藤陽一良議員、12番鈴木喜明議員、13番酒井隆行議員、14番上野智真
議員、15番濱本進議員、16番林下孤芳議員、17番佐々木秩議員、18番山口保議員、19番斎藤博行議員、
20番中島麗子議員、21番新谷とし議員、22番北野義紀議員、23番佐々木茂議員、24番山田雅敏議員、
26番成田晃司議員、27番前田清貴議員、28番久末恵子議員。

○議長（横田久俊） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に、安斎哲也議員、松田優子議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

（開票）

○議長（横田久俊） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 27 票

そのうち有効投票 24 票

無効投票 3 票

有効投票中

賛成 5 票

反対 19 票

以上であります。

よって、本動議は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（横田久俊） 日程第3「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（横田久俊） ただいまの出席議員は28名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(横田久俊) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(横田久俊) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

点呼を命じます。

○事務局次長(佐藤正樹) 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番中村岩雄議員、4番吹田友三郎議員、5番成田祐樹議員、6番安斎哲也議員、7番小貫元議員、8番川畑正美議員、9番松田優子議員、10番高橋克幸議員、11番斉藤陽一良議員、12番鈴木喜明議員、13番酒井隆行議員、14番上野智真議員、15番濱本進議員、16番林下孤芳議員、17番佐々木秩議員、18番山口保議員、19番斎藤博行議員、20番中島麗子議員、21番新谷とし議員、22番北野義紀議員、23番佐々木茂議員、24番山田雅敏議員、25番横田久俊議員、26番成田晃司議員、27番前田清貴議員、28番久末恵子議員。

議長、投票願います。

○議長(横田久俊) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に、上野智真議員、佐々木秩議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

○議長(横田久俊) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 28 票

そのうち有効投票 26票

無効投票 2票

有効投票中

斉藤陽一良議員 21票

北野義紀議員 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、斉藤陽一良議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(横田久俊) ただいま副議長に当選されました斉藤陽一良議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

副議長より、ごあいさつがあります。

副議長、御登壇願います。

(齊藤陽一良副議長登壇) (拍手)

○副議長(齊藤陽一良) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、多くの議員の皆様方の御支持をいただき、副議長に選任いただきました。心から深く感謝を申し上げます。

もとより微力ではございますが、伝統ある小樽市議会の副議長として、まことに身の引き締まる思いでございます。

この上は、横田議長の下、日々みずからの研さんに努め、常に円滑で充実した審議を尽くすべく、公平・公正な議会運営を目指し、本市の今後のさらなる発展のために全力を傾けてまいり決意でありますので、中松市長をはじめ関係理事者、そして議員の皆様方には絶大なる御協力、御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単措辞ではございますが、副議長就任に当たってのあいさつとさせていただきます。なにとぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日から明24日までの2日間といたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、市長から統一地方選挙後の初議会に当たりまして、議員各位にごあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 選挙後の初めての市議会に当たりまして、ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、大変厳しい選挙戦を戦い抜かれ、御当選されましたことをまずもって心からお祝い申し上げます。

私も、市民の皆様から負託を受けまして、市長に就任させていただきましたが、今、本市を取り巻く状況は、さまざまな面において困難に直面しており、市民の皆様への市政に対する期待を考えたとき、責任の重さに身の引き締まる思いがいたしております。

さて、このたび、総務部長を含め本市職員11名が政治資金規正法違反で起訴される事態となりました。法律を守るべき立場にある公務員が法律に違反する行為によって起訴されたことは、まことに遺憾であり、このことによって市民の皆様への信頼を大きく損なうことになり、大変申しわけなく思っております。市といたしましても、外部委員による調査委員会を設置し、全容の把握と原因の調査、さらには再発防止策の検討をしていくこととしております。本件につきましては、その事実関係の確認を行い、再発の防止も含めて、法に照らして厳正に対処してまいりたい、このように考えております。改めて職員に対し、法の遵守を含め、襟を正すことを徹底してまいりたいと思っております。

この場をおかりいたしまして、おわび申し上げます。

大変申しわけありませんでした。

3月11日に、これまで経験したことのない大地震、大津波による災害が発生いたしました。多くの方々

のとうとい命が奪われ、いまだ行方不明の方がたくさんおられ、それに伴う原発事故も深刻な環境汚染をもたらしております。改めて、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、原発事故の早期の収束、これを願っているところであります。

一方で、本市におきましては、東アジアなど外国人観光客の急速な減少により、宿泊業や飲食業を中心とし、市の経済に深刻な影響を及ぼしております。このため、後ほど提案説明をさせていただきますが、特に観光面での新たな予算を措置するなどし、何よりもまず緊急的な経済対策を進め、観光客の回帰に尽力してまいります。

私は、今回、三つの基本姿勢と七つの重点公約から成る「市民力を生かした『活力あるおたる』の創造」をマニフェストに掲げました。人口の減少、少子高齢化、地域経済の長引く低迷などが行政課題となっており、その解決が急務になっている中、将来展望をしっかりと見据え、議員や市民の皆様の御意見を十分にお聞きしながら、持続可能な地域社会と活力ある地域経済の確立に向け、小樽市の発展のため、最善を尽くす決意であります。

御承知のとおり、私は、民間で長く勤務し、企業経営にかかわってきた経験を持っておりますことから、市長として民間で培ってきた経営感覚やスピード感と前例にとられない発想をもって無駄のない効率的な行財政運営を進めるとともに、安全・安心なまちづくりと市民サービスの向上に取り組んでまいります。

終わりになりますが、議員の皆様のご温かい御指導、御協力を心からお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝と御活躍を祈念申し上げます。あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（横田久俊） 日程第5「常任委員の選任」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第6「議会運営委員の選任」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第7「特別委員会の設置」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の特別委員会の設置要綱のとおり、それぞれ設置いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、各特別委員会委員の選任につきましては、別紙お手元に配付のとおり、それぞれ指名いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第8「北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に、秋元智憲議員、千葉美幸議員、中村岩雄議員、吹田友三郎議員、川畑正美議員、林下孤芳議員、佐々木秩議員、中島麗子議員、山田雅敏議員、成田晃司議員、前田清貴議員を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

ただいま北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第9「石狩湾新港管理組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、石狩湾新港管理組合議会議員に、秋元智憲議員、北野義紀議員、前田清貴議員を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

ただいま石狩湾新港管理組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第10「後志教育研修センター組合議会議員の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（横田久俊） ただいまの出席議員は28名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（横田久俊） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(横田久俊) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局次長(佐藤正樹) 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番中村岩雄議員、4番吹田友三郎議員、5番成田祐樹議員、6番安斎哲也議員、7番小貫元議員、8番川畑正美議員、9番松田優子議員、10番高橋克幸議員、11番斉藤陽一良議員、12番鈴木喜明議員、13番酒井隆行議員、14番上野智真議員、15番濱本進議員、16番林下孤芳議員、17番佐々木秩議員、18番山口保議員、19番斎藤博行議員、20番中島麗子議員、21番新谷とし議員、22番北野義紀議員、23番佐々木茂議員、24番山田雅敏議員、25番横田久俊議員、26番成田晃司議員、27番前田清貴議員、28番久末恵子議員。

○議長(横田久俊) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に、小貫元議員、酒井隆行議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

○議長(横田久俊) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 28 票

そのうち有効投票 23票

無効投票 5 票

有効投票中

横田久俊議員 15票

斉藤陽一良議員 8 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、私、横田久俊が後志教育研修センター組合議会議員に当選をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(横田久俊) この際、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第11「石狩西部広域水道企業団議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、石狩西部広域水道企業団議会議員に、斉藤陽一良議員を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

ただいま石狩西部広域水道企業団議会議員に当選されました斉藤陽一良議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第12「小樽市農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

本件につきましては、議会の推薦により選出しておりました秋元智憲議員が、来る5月31日をもって辞任されることとなり、また大竹秀文前議員が議員を御勇退されたことに伴い同委員を辞任されたため、新たにその後任者を推薦するものであります。

お諮りいたします。

小樽市農業委員会委員に、新谷とし議員、山田雅敏議員を推薦いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 3時19分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13「議案第1号ないし第4号及び報告第1号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

本年3月に発生した「東日本大震災」は、被災地に甚大な被害をもたらしました。

本市といたしましては、震災直後から、消防職員や保健師、医師、看護師を被災地に派遣し、被災者の救援・援護活動を行ったほか、被災地のライフラインの復旧などのため、水道局職員や応急危険度判定士などの技術職員を派遣してまいりました。

また、市民の皆様方から寄せられました多額の義援金につきましては、日本赤十字社を通じて、避難生活を送る方々の生活の一助となっていくものと考えております。この場をおかりいたしまして、市民の皆様のお協力に厚く御礼申し上げます。

被災地におきましては、復興に向けた動きも見え始めておりますが、一方で、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出問題に端を発した風評被害などにより、被災地にとどまらず、日本全土の経済活動に大きな影響が及んでいることは御承知のとおりであり、その損失ははかり知れないと言われております。

本市におきましても、震災後は、特に観光関連業界を中心に、海外観光客や国内団体旅行客などの大幅な減少により大変厳しい経営状況にさらされております。

市といたしましては、この2か月ほどの間、当面のでき得ることとして、「震災対応資金」の創設により制度融資における融資枠を拡大したほか、「小樽観光元気宣言」の発表や、新聞・テレビなどを通じた積極的な観光宣伝を行うとともに、今般、台湾や中国からの訪問団が本市を訪れた際には、私から

直接、小樽観光の「安全・安心」をアピールさせていただきました。

しかしながら、今後の観光客の入り込みの回復に向けては、行政と観光関連業界が一致団結し、即効性のある観光客の呼び戻し策に早急に取り組むことが重要でありますので、このたび、市としてそれらを踏まえて、「東日本大震災に係る経済対策」をまとめたところであります。

主なものといたしましては、6月20日ごろから約1か月間、札幌市内の宿泊者に対し、札幌間の往復バス券を贈呈することにより、小樽への誘客を図る「10,000人ウエルカム事業」を実施し、お盆の時期を過ぎた8月22日ごろから約1か月の間、小樽市内に宿泊した観光客に対し、市内での買物や飲食に使用できる、1名につき1,000円分の商品券を贈呈し、宿泊者による市内での観光消費を喚起するとともに、宿泊客の増加を図ることを目的とした「観光振興券交付事業」を実施することといたしました。

その後、9月以降も、FMラジオ放送を活用した道内容誘致のための観光PRや、道内外へ向けた観光プロモーションの積極的な展開のほか、海外のメディアや国内の旅行会社担当者の招聘など、連続して取り組んでまいります。

このほか、韓国の旅行会社やメディア関係者を早期に招聘することなども検討中であり、これらをあわせて何とか入り込み客の回復につながるよう、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

なお、本日提案させていただきました議案第1号平成23年度一般会計補正予算につきましては、これらのうち予算措置の急がれる「10,000人ウエルカム事業」と「観光振興券交付事業」に係る所要の補正を計上するものであり、これらに対する財源といたしましては、地域経済活性化等推進資金基金からの繰入金計上し、この結果、一般会計における補正額は7,650万円となり、財政規模は552億4,865万円となりました。

次に、議案第2号から議案第4号までについて説明申し上げます。

議案第2号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る雑損控除額等及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限について、東日本大震災に係る特例措置を講ずるものであります。

議案第3号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定するものであります。

議案第4号工事請負契約につきましては、公営住宅建替え工事（オタモイ住宅4号棟）の請負契約を、契約金額4億2,630万円をもって近藤・福島共同企業体と締結するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、健康保険法施行令の一部改正に準じ、国民健康保険条例において平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置として引き上げていた出産育児一時金の額を同年4月から恒久化するため、同条例の一部を改正する条例を同年3月31日、専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時28分

会議録署名議員

小樽市議会 臨時議長 久 末 恵 子

議 長 横 田 久 俊

議 員 中 島 麗 子

議 員 山 田 雅 敏

平成23年
第1回臨時会会議録 第2日目
小樽市議会

平成23年5月24日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	中村岩雄	4番	吹田友三郎
5番	成田祐樹	6番	安斎哲也
7番	小貫元	8番	川畑正美
9番	松田優子	10番	高橋克幸
11番	斉藤陽一良	12番	鈴木喜明
13番	酒井隆行	14番	上野智真
15番	濱本進	16番	林下孤芳
17番	佐々木秩	18番	山口保
19番	斎藤博行	20番	中島麗子
21番	新谷とし	22番	北野義紀
23番	佐々木茂	24番	山田雅敏
25番	横田久俊	26番	成田晃司
27番	前田清貴	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	中松義治	副市長	山田厚
教育長	菊讓	財政部長	貞原正夫
産業港湾部参事	鈴木勇三	生活環境部長	明井隆生
医療保険部長	志久旭	福祉部長	中村浩
保健所長	秋野恵美子	建設部長	竹田文隆
消防長	会田泰規	教育部長	大野博幸
総務部 企画政策室長	迫俊哉	水道局次長	関野昌人
総務部総務課長	中田克浩	財政部財政課長	黒澤政之

議事参与事務局職員

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

庶務係長	島谷和夫
調査係長	関朋至
書記	木戸智恵子
書記	佐藤誠

開会 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野智真議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第4号及び報告第1号」を一括議題とし、これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、平成23年第1回臨時会の議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第1号平成23年度小樽市一般会計補正予算です。

東日本大震災に係る緊急経済対策として、観光振興券交付事業費6,350万円、10,000人ウエルカム事業費1,300万円、計7,650万円が計上されています。東日本大震災とその後の福島第一原発事故のため、被災地だけでなく被災していない観光地にも多大な影響が出ており、小樽市でも震災以降、3月だけで宿泊のキャンセルが外国人観光客を含めて4,000泊以上発生し、国内外の観光客数が大幅に落ち込み、観光関連産業は過去に例のないほどの打撃を受けています。このような中で、二つの事業は、市内観光の経済波及効果の増加を目的とした対策として期待したいと思います。

しかし、観光客激減の理由、とりわけ外国人観光客は、原発事故による放射能汚染への不安です。今後6月には韓国の旅行代理店やマスコミを招き、小樽の安全性をアピールする方針とのことですから、市長も十分承知していることと思います。

4月19日、日本トライアスロン連合は、東日本大震災による福島第一原発事故の影響を考慮して、5月14日、15日に予定されていた世界選手権シリーズ横浜大会の延期を発表しています。国際トライアスロン連合のカサド会長は、横浜大会には30か国以上の選手から参加希望を受けており、当初は予定どおり実施する予定でしたが、原発事故の深刻度が暫定評価で最悪のレベル7に引き上げられたことが引き金になり、5月実施はあまりにも危険とコメントし、延期を決定しています。安全性の確認として、横浜市港湾局が海水の放射能汚染の調査を実施しています。これは横浜港を利用する外国の船舶会社からの強い要請もあり、ふ頭施設管理をしている横浜港埠頭公社が4月14日より週1回海水測定した結果をホームページに掲載しているものを、トライアスロン連合が外国人選手向けに活用しているそうです。

これは一例ですが、小樽市は安全性のアピールについて、どのように対策をお考えでしょうか。小樽市民にとっては福島県の事故であっても、外国人観光客にとっては原発事故があった日本でしかありません。小樽市の放射能汚染被害の有無について説得力のある対策が必要ではありませんか。市長の見解をお聞きます。

次に、議案第3号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について質問します。

国民健康保険料の賦課限度額の引上げですが、平成22年度比で見ると、基礎分は2万円、後期高齢者支援分は1万円、介護分は2万円で、賦課限度額は5万円の引上げになり、平成22年度に続く5万円の引上げですから、2年間で限度額は10万円も引上げになります。払う市民にとっては大きな負担増です。

国の賦課限度額は、この3年間でも69万円、73万円、77万円と毎年上がっています。昨年度5万円の引上げ時には、経過措置をとり、平成23年度、24年度の2年間で限度額を国の基準にする予定でした。しかし、今年度、国は新たに限度額を4万円引き上げたため、今年度1万円の引上げを予定していた限度額は5万円にされてしまいました。

国の基準にするなら、際限のない限度額の引上げを続けることになるのではありませんか。保険料総額は増加させずに、負担割合の変更といいますが、このまま国の方針どおり限度額を上げ続けることになるのでしょうか、お聞きします。

しかし、小樽市は、昭和31年に小樽市国民健康保険が始まって以来、賦課限度額は国の法定額を下回っている期間が長いのです。国保事業開設以来、国の基準以下の期間は全期間中どれくらいだったのか、また、その理由についてもお聞かせください。

今回、限度額が76万円になることで、国保料のうち基礎分については、約500世帯に影響が出ると聞いています。市は「一定の所得を有する方に負担してもらい、中低所得者の負担緩和を図る」といいますが、最高限度額の保険料を支払う世帯の所得はおおむね380万円、給与収入で540万円以上ということです。40歳以上の夫婦2人、子供2人の4人家族で、果たしてこの収入が高額所得者と言えるのでしょうか。市長の見解をお伺いします。

本市の国保加入者の年間平均所得は、2000年度73万5,741円、2009年度は56万4,559円に減少しているのに、1人当たりの保険料は9万4,318円から9万9,751円に上がっています。つまり、10年間で所得が76.7パーセントにまで下がり、一方、1人当たりの保険料は105.8パーセントに上がっています。73万円台の年収が56万円台に下がっているのに保険料が上がるのは、異常な事態ではないでしょうか。保険料どころか生活できるのかどうかさえ心配される収入実態です。

小樽市の国保料は1世帯当たり所得に占める保険料割合は、平成21年度で15.9パーセントでしたが、22年度、23年度はどれくらいの割合になる見通しでしょうか。

また、小樽市の平成22年度確定賦課所得別状況を見ると、所得がゼロの世帯が7,700世帯、9,024人で全体の26.49パーセントで一番多いのです。このように低所得者層が多い小樽市が、賦課限度額を引き上げ続けることは疑問です。この間の限度額引上げに伴い、限度額対象世帯の所得額は減少しており、市民負担が増加しています。限度額対象世帯の所得額の変化についてお聞かせください。

昨年の第1回臨時会で我が党の北野義紀議員の質問に対して、「保険料の賦課限度額の改定を行わなくてもペナルティはない。しかし、国の基準との差の解消が求められている」との答弁でした。現在、小樽市は、平成21年度保険料収納率は93.79パーセントで、全道主要都市第1位です。また、平成13年度に33億8,700万円あった累積赤字を平成22年度で解消しました。この解消の過程については、我が党としてはいろいろ意見を申し上げてきましたが、累積赤字を解消して黒字に転化しているのですから、国保会計健全化のチェックを懸念する必要はないはずです。限度額の引上げは、市の判断でやめるべきです。累積赤字は解消しましたが、市民に対しては、収入が下がるにもかかわらず、国保料をどんどん引き上げ、大きな負担を負わせてきました。今必要なことは、賦課限度額の引上げではなく、保険料全体を引き下げ、所得の少ない国保世帯の負担軽減を図ることです。

今年度第1回定例会で、我が党が提案した予算修正案では、国保料1世帯1万円の引下げに必要な予算は約2億2,000万円です。一般会計から支援して引き下げることを求め、市長の見解をお伺いします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東日本大震災に係る緊急経済対策について御質問がありました。

本市における放射線の影響と安全性の周知についてであります。これまで本市ホームページにて、北海道や文部科学省によるモニタリング結果を基に北海道の空間放射線量率が平常レベルで推移していることを公表しているほか、本市に海外の旅行会社などが視察に訪れた際には、空間放射線量率とともに、本市と福島原子力発電所との距離などを具体的に示し、これまでどおり観光客の皆さんをお迎えすることができることのPRに努めているところでございます。

次に、国民健康保険条例の改正について何点かお尋ねがありました。初めに、ここまでこのまま国の方針どおり限度額を上げ続けることになるのかとのことであります。中島議員も御承知のとおり、賦課限度額の引上げは、医療費が増加する中、一定程度の高所得者に負担を増やしていただき、中低所得者の負担を緩和することが目的であることから、従前より道を通じて国の基準に合わせるよう、指導を受けてきております。

また、賦課限度額を国の基準に合わせることは、平成22年度も2億4,600万円が交付された国の特別調整交付金の交付対象自治体の選定に大きく影響を与える項目です。したがって、今後も国の基準に準拠することを念頭に置かなければならない、このように思っております。

次に、国の基準以下であった期間とその理由についてであります。特に昭和58年度から平成14年度当時は、急激に増加した医療費や老人保健拠出金に対して、本市では必要な保険料総額を賦課しづらい状況にあり、料率そのものも本来賦課すべき率より抑制傾向にあったことから、賦課限度額も国の基準の後追いとならざるを得なかった状況でありました。そういったことから、国で賦課限度額の設定をした昭和43年4月以降では、国の基準以下であった年度は全期間中約2分の1となっております。

次に、本市の賦課限度額到達世帯の所得水準に対する見解ですが、本市の保険料は被保険者の平均所得が低く、料率が高めに設定されていることから、賦課限度額に達する所得水準も他市に比べ低くなっております。また、国では、賦課限度額に達する世帯がおおむね4パーセント以内になるよう賦課限度額を設定してきたところですが、本市の場合、平成22年度の確定賦課時において所得が300万円以上の世帯でも3.8パーセントほどしかない状況でありますので、高額所得者との言葉の定義は別にいたしまして、所得の高い方にある程度の負担をお願いせざるを得ないということに御理解をいただきたい、このように思っております。

次に、1世帯当たりの所得に占める保険料の割合についてですが、平成22年度は確定賦課の時点で16.9パーセントとなっております。確かに平均所得は下がっておりますが、医療費が増高する中、必要な保険料を求めるためには負担率が上がらざるを得ない状況であったものと思っております。

次に、賦課限度額到達世帯の所得額の変化についてであります。三つの賦課項目のうち、基礎分で申し上げますと、夫婦と子供2人の世帯の例で、平成19年度が360万円、平成20年度が338万円、平成21年度が333万円、平成22年度が322万円となっております。

次に、一般会計からの繰入れによる保険料引下げについてであります。第1回定例会において山田前市長は、「制度本来の考え方では一定のルールに基づく公費の負担のほかは被保険者の保険料で賄うべきとされていることから、国保加入者以外の方々にも間接的に負担を求めることとなる一般会計からの法定外繰入れは慎重に対処しなければならないと考えている」と答弁されておりましたが、私も同様に考えております。

なお、現在、平成23年度の確定賦課作業を鋭意進めているところであります。今年度は前期高齢者交付金などの歳入の増加が見込まれており、また、当初予算策定時の見込みより医療費の伸びが鈍化していることから、1世帯当たりの保険料は前年度より下がるのではないかと見込んでおります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

○20番（中島麗子議員） 再質問を行います。

ただいま緊急経済対策のことについての安全性の確認について2点ほど答弁がありました。

5月22日には、菅直人首相が中国の温家宝首相や韓国の李明博大統領の会談が行われて、これは国レベルの原発事故の風評被害対策だというふうにとらえていますが、原発事故の汚染水を海に放出した問題も話題になっています。

本年5月、北海道市長会として「東日本大震災に関する決議」の要請書を国に出しています。その中でもいろいろな項目が取り上げられておりまして、市長も御存じだと思いますが、原子力発電所の事故対策として北海道周辺の海水や水産物に対するモニタリング体制の確立、海水の安全基準を明らかにして安全性に対する情報提供を求めるといった項目がありました。こういう中身を北海道市長会として出しているということは、小樽市としても小樽港内の港の中の海水調査を政府に求めていると考えていいのでしょうか。これはまた個別の問題なのでしょう。この点についてお答えください。

また、提案では、原子力関係施設に対する安全審査基準や防災指針の抜本的な見直しなど、安全の徹底を図り、周辺住民や自治体の不安の解消に努めると書いてあります。こういう場合、小樽では対象施設というのは後志地域にある泊原発だと思いますが、福島原発の事故を受けて、全国で原発の見直しや安全性の点検が進められているときに、北電は泊原発3号機で計画しているプルサーマル発電用のMOX燃料の製造、検査申請をして、住民への配慮がないという批判が上がっているのです。こういう時期に小樽市長として、国の対策待ちや北海道市長会の要請任せにせず、北電の泊原発の安全性の問題に対しては観光都市小樽の市長として独自に申入れをすることなども、やはり安全を確保する点から必要ではないかと私は思うのですが、そういうお考えはないのかということも質問したいと思います。

次に、国民健康保険料の賦課限度額の引上げの問題です。

いろいろお話を聞いていますと、小樽市が実際に国の基準以下で保険料率を算定してきた経過が昭和43年以降2分の1期間あったということです。この理由については、必要な保険料を賦課しづらい状態だったと。非常に意味不明のお答えでございましたが、これは具体的にどういうことなのか、再度お答えいただきたいと思います。

私たちは、過去にこのような限度額の引上げの問題で、本当に年間5万円、さらに今年また5万円と、続けて2年間で10万円も限度額を引き上げることが果たしてあったのだろうかと思うのですが、過去にこんな大幅な引上げをやったのでしょうか。明らかにしていただきたいと思います。

それと、今回の答弁にあったように、限度額を引き上げる中で、最高限度額の保険料を払う世帯収入が下がってきているのです。平成18年度の所得360万円の世帯が当時の最高限度額59万円を払っていましたが、平成22年度は所得322万円の世帯が71万円を払っているのです。市長の答弁でも、全体の所得が少ないために高額所得者という表現が適切かどうかかわからないけれども、こういう実態だとおっしゃってありました。そういう点では、このような市民負担の増加自体についてはどのようにお考えなのか、その点についても再度お答えをいただきたいと思います。

収入に対する保険料の占める割合がどんどん高くなっているわけです。今、22年度は16.9パーセントという数字もいただきました。雇用が悪化して収入がどんどん減る。それなのに国保料が上がっていく。市民にとっては大変やりきれない、そういう事態だと思うのです。

国保料の引下げは、市民生活を守るためにも切実な課題だと思います。小樽市の国保の特別会計を見ますと、決算で平成20年度は6億2,200万円の黒字、21年度は7億880万円の黒字です。22年度決算は出ていませんけれども、21年度の累積赤字2億922万円を解消して、黒字決算の見込みで繰上充用が

今回の臨時会には提案されていないわけですから、3億円を超える黒字であることは間違いないと私は思いますが、今年度から累積赤字解消の必要はないわけです。しっかり引下げができる、このように思います。

市長は国保料引下げの必要性について、山田前市長と同様に被保険者の保険料の中で賄うのが基本であり、慎重に対処したいとおっしゃっていましたが、国保料の大きな負担が市民の生活を圧迫するというので、全国いろいろな自治体が独自に保険料の引下げを必死にやって市民の生活を守っているところがあるわけです。小樽市も今のような低所得層を抱える自治体として、検討の余地があると私は思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 最初に、福島第一原発の事故に伴う放射能汚染の問題でありますけれども、先般の5月12日でありますけれども、北海道市長会の席上、私から要望をさせていただいたところでございます。

現在、本市における放射線の影響ということは先ほど答弁をさせていただいたとおりでありますけれども、今後、海水の問題を含めていろいろな形で何をどのようにすると一番いいのか、何よりもやはり市民の皆さんが安心して、そして観光客の皆さんが小樽においでいただくときに、本当に安全なのだと思ういただけるような対策については早急に検討していきたいと思っております。

それから、国民健康保険のことにつきましては、部長のほうから答弁させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（志久 旭） 賦課限度額につきまして何点か再質問がありましたので、答弁をさせていただきますと思います。

国のほうでは賦課限度額を、昨年度と今年度で4万円、4万円ずつ引き上げてきてまして、小樽市では、さらに21年度において3万円の差があったもの、国の基準との3万円の差を3年間で1万円ずつ上げるという、これと合わせることから、4万円プラス1万円の5万円、それから2年間をかけて1万円、1万円ということで昨年提案をさせていただきました。

この部分につきましては、過去の状況を見ますと、4万円又は5万円という金額を上げている年もございます。それから、5万円、2万円、4万円、2万円、4万円と毎年上げている年もございます。4万円、4万円と2年連続で上げている年は資料の中では見当たりませんが、いずれにいたしましても、保険料が上がる、医療費が上がるに伴いまして、保険料も上げざるを得ないと。その中で、中低所得者の負担を緩和するために所得のある方に賦課限度額の負担を上げていただいて、中低所得者層の解消の負担緩和を図るという意味合いでございますので、この部分については一定程度やむを得ないのかというふうに思います。

ただ、問題なのは、今、国が93万円まで協会けんぽの最高限度額までを順次上げたいというようなことも情報として入ってきてございます。この部分につきましては、担当の私といたしましても、本当に協会けんぽとの平等性が図れるのかどうかという部分で疑問がありまして、厚生労働省のパブリックコメントに投稿をした状況でございます。もはや全国1,600以上あります各市町村で一つ一つ議論をするということではなくて、国政の場で本当にこのことがいいのかどうかを一度議論していかれているかと思っておりますので、各会派の皆様におきましても、国政の場で議論いただくような機会を設けていただく

ようにお力添えをいただければと思います。

それから、限度額世帯の収入が下がってきているということなのですが、これは確かに経済状況があまり好ましくございませんので、いわゆる所得の低い層の方にも高い保険料をお願いしていかなければならないという状況になっているということでございますので、これらにつきましては、やはり各市町村で一般会計から繰り入れたりして解決するというのではなくて、いわゆる都道府県単位の広域化を図る中で、少子高齢化の進む小樽市又は逆に若い人たちが多くて医療費が少なくて済む中で所得又は負担能力の高い、例えば千歳市でありますとか帯広市などのようなところと一体として高齢者の医療費を賄うような仕組みに早く直していかなければ、根本的な解決にはならないのではないかとこのように思っております。

それから、市民負担の増加についてどう思うかということでございます。重なる部分があるかもわかりませんが、医療費で申しますと、1人当たりの医療費が平成14年度に大きな制度改正がありましたので、平成14年度と21年度の比較で言いますと、この間27.4パーセント医療費が上がっております。それから、22年度の決算の数字でも29.4パーセント医療費が上がっているということで、これに伴いまして、所得が一方では下がりますと料率が上がる。料率が上がりますと、賦課限度額をいただく世帯の所得をどんどん下げた低いレベルに持っていかなければならないということでございますので、その部分につきましては御容赦いただきたいと思っております。

それから、3億円の黒字が単年度であったのだろうと。それで、累積赤字が解消したのだろうということであったと思っておりますけれども、この部分につきましては、今、市長からも答弁申し上げさせていただきまして、今、鋭意努力、作業を進めております6月10日前後の新年度の納付書発行に当たりまして、確定賦課の作業の中では数千円という単位でございますけれども、引き下げられるのではないかとこのように考えてございます。

今後につきましても、予算編成の段階におきましては、医療費の的確な見積りをいたしまして、不用額の出ない決算を目指したいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 再々質問です。

先に、泊原発への申入れをしてはどうかという点について市長の御答弁がなかったように思いますので、これは改めて、御答弁をいただきたいと思っております。

国保の問題ですけれども、今、小樽市民の所得が低いために高額所得者と定義される方々の所得内容がそういう表現にふさわしいかどうかということも答弁にありましたが、そういう方々の、つまり高額所得者、賦課限度額を払う世帯の所得が年々下がっているという実態に対しては問題だと言いながら、解決策としては、今度は低所得者や中所得者の方々にもそれなりに負担をしてもらって、この分野の方々だけに負担がかかるのは改めたい。お話を聞いていますと、そういう答弁だったようですが、これでは何の解決にもなりませんし、私が賦課限度額は小樽市として引き上げるのをやめなさいと言っているのと全く矛盾する答弁になると思っております。いかにして市民の負担を軽減するかという立場で質問しているのですから、逆の答えになることは大変遺憾だと私は思います。そうではなく、保険料の引下げを努力してほしいと、こう言っているのです。

今、部長は、国保の広域化、北海道全体で統一した国保にすることによって、こういう問題の解決も図りたいと、そういう方向性を出しましたけれども、国保の広域化については、さらに大きな問題が含まれていることはこの間の議会の質問でも取り上げてまいりました。今回はその問題には大きく触れま

せんけれども、賦課限度額についてはまだまだ議論の必要がありますし、国の言うとおりにどんどん上げていけばいいものではないということについて、ぜひ一言意見を言っておきたいと思います。

今御答弁があったように、実際には総医療費が増加すると保険料も増加する、そういう仕組みになっているわけです。国民所得が減少している今日、国の負担割合を増やして、制度の維持を検討するのが本当ではないかと思えます。

しかし、厚生労働省が、5月12日の「社会保障制度改革の方向性と具体策」に見られる原案では、自己責任と国民の支え合いを基本とする「自助」「共助」を強調して、ともに助け合うこと、これを社会保障費の本来の姿だと、こういう方向性を出しているわけです。これでは憲法第25条にあるように、すべての生活面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと決めている憲法に全く顧みないということになってしまうと思います。そういう点では、今回は国保料ですけれども、社会保障全体を救貧対策におとしめるような方向すら見えているわけですから、小樽市としても市民の暮らしを守る、そういう市長としての国保対策を強く望みたいと思います。

答弁を求めて終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 泊原発の話でございますけれども、これは5月11日だったかと思うのですが、後志町村会、それから北海道町村会が北海道電力と、それから北海道に対して、この安全に対する要望ということを出されたわけございまして、本市といたしましても、やはり後志町村会と一緒にやってこれはお願いをしたいと思っておりましたけれども、ちょっと時期的に間に合わなかったという経緯があります。したがって、今後こういったことを踏まえて、北海道市長会ではこういったことをやるべきだというふうに私は提案を申し上げましたので、小樽市独自としても、やはりそういうことについては検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（志久 旭） 中島議員の再々質問にお答えしたいと思います。

市民の皆様の所得が下がっている中で、私どもといたしましても国保財政の運営を適正にしていかなければならないという責務があるものですから、負担が大きくなってしまいうことに関しましては、大変申しわけなく思っております。

ただ、国のほうから繰出基準というものが示されております。その中では財政援助的な一般会計からの繰出しというのは行うべきではないという言い方になってございまして、それを受けまして先ほど答弁させていただきました特別調整交付金、この中の経営努力を評価して交付されますものが2億4,600万円ほどありますけれども、これがゼロになってしまう。そうしますと、今1世帯当たり1万円の引下げを検討すべきではないかということでございまして、この2億4,600万円が来ないことになりまして、逆に1世帯1万円を超えるような保険料の値上げにもなりますので、やはり国からの指導には従う中で運営をしていかなければならない。

1年間2億2,000万円、2億3,000万円という話ですけれども、これ1回きり繰入れすればいいという話ではありませんので、毎年1万円の水準を下げるということは、毎年2億2,000万円、2億3,000万円が必要となり、10年間で22億円が必要になるわけです。過去においては昭和61年度から平成13年度まで、平成4年度を除きますけれども、15年間で37億8,000万円ほど、一般会計から国保会計へ

の繰入れをいただいていた経過がございます。これがもしなければ、一般会計のほうでは財政再建計画をつくっているいろいろな市民サービスを少し抑えるような形で市政を運営しなくてもよかったのではないかとこのふうにも考えておりますので、やはり一般会計からの繰入れについては慎重にしたほうがいいのではないかとこのふうにも思っております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、質疑を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

○8番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の開催を求める動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、厚生常任委員会の開催を求める動議の提案趣旨説明をいたします。

本臨時会に議案第3号として、小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案が付議されております。国民健康保険法施行令の一部改正に伴って、基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定することとあります。

小樽市は、これまで独自に国の基準を下回る国民健康保険料の賦課限度額を設定しており、平成21年度では国の基準を3万円下回る賦課限度額を設定していました。ところが、国の基準の引上げと国保会計の赤字を理由に、平成22年度には賦課限度額を5万円上げました。このことで多くの市民への負担は大きくなり、払いたくても払えないとの市民の声が伝えられております。

議案説明資料によれば、賦課限度額を引き上げる内容であります。平成21年度と比べると10万円の増額となります。国保料総額の増額が避けられない中で、高所得者層に一定の負担をしてもらい、その分で中間所得層以下の負担増を緩和させるものと説明し、イメージも示されております。

しかしながら、所得100万円から380万円までの世帯における保険料負担率は軒並み20パーセントを超えており、500万円でも15パーセントの状況です。同じ負担率でも所得額の低い世帯での実質負担の大きさははかり知れません。低所得者への負担軽減は必要であります。その解決のために国保加入者同士でやりくりするのではなく、国庫負担金の増額を求めつつ、一般会計からの繰入れなども検討すべきです。

本議案については十分な審議が必要と考え、本臨時会において厚生常任委員会に付託するよう提案いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、厚生常任委員会の開催を求める動議に賛成の討論を行います。

これまで小樽市は長い間、市独自に国の基準を下回る国民健康保険料の賦課限度額を設定してきまし

た。議案第3号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案では、賦課限度額を平成22年度と比べて5万円引き上げるといっていますが、私が先日議案説明の際にいただいた資料にある平成21年度の賦課限度額と比べると、先ほどの提案説明にありましており、10万円も引き上げることになります。これは市民生活に大きな影響を及ぼす議案だと考えます。

出された資料のモデルケースによりますと、所得が380万円でその2割に当たる76万円が保険料の負担になります。先ほどの中島議員に対する答弁では、低所得者層の負担を軽減するということを述べていましたが、所得380万円が高所得者になるのかどうか、私は所得300万円以上となるこの階層は、中所得者層になるのではないかと思います。ローンを組んで家を建て、そして子供は食べ盛り。私も中学校時代は、母親からおにぎり8個を持たされ部活に行きましたが、大体1日あたりそういう量の食料が消えていくという世帯だと思うのです。モデルケースのこの階層に新たに4万円の負担増というのは、小樽の経済にとっても一定の打撃になると思います。

そもそも国保料が高いのは、1984年に50パーセントだった国庫支出金の割合を現在では24パーセントまで減らしてきたことが最大の原因です。そういう中で、小樽市としても、国保の運営が大変厳しいのはわかります。それでも、小樽市として市民の命と健康を守っていく役割があります。今回の条例改正案で低所得者層の保険料を引き下げるとしているのは大変結構ですが、それを同じ国保の加入者の中でやりくりするのではなく、一般会計から繰り入れて負担軽減をすべきだと思います。もちろん違う考えの議員の方がたくさんいらっしゃると思いますが、そういう場合こそ堂々と所管の常任委員会で議論していくことを求めます。

私たち市議会議員は、このたびの選挙で市民の声の代弁者として市政をチェックする役割を与えられました。その役割を果たしていく上でも、提出された議案は徹底した審議を行うことが必要です。今、市民が議会に求めているのは、議会として活発な議論をし、市民の声を反映した議会にしてほしいということです。私たち議員は、この声にこたえていく責務があります。ですから、議会の活性化を進めていく上でも、今回の議案第3号は常任委員会に付託し、十分な審議を経た上で議決すべき問題だと考えます。

以上のことから、厚生常任委員会に付託し、十分な議案審議を尽くすことを呼びかけ、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、本動議は否決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時20分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

〇21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第3号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に反対する討論を行います。

小樽市の国民健康保険賦課限度額は、平成21年度の66万円から今度の改正案では76万円と、21年度との比較では一気に10万円も高くなります。提案された中で、所得300万円以下の世帯の保険料が現行より下げられるのは一見よく思われますが、所得に占める保険料の割合は依然として高く、市が示した保険料効果額の試算、40歳以上の夫婦と子供2人世帯では、所得100万円が20.8パーセント、所得200万円が24パーセント、所得300万円が22.4パーセント、所得350万円が21パーセント、所得380万円の保険料は76万円、所得の20パーセントで、いずれも重い負担です。所得380万円を給与収入に換算すると543万円で、これが高額所得者と言えるのか。

先ほどの中島議員の市長に対する質問で、市長は「言葉の定義は別として」と高額所得者についての答弁を濁しました。ちなみに市職員平均給与は年間550万円、これで高額所得者とは言えないのではありませんか。健康保険の形態は違いますが、市職員の保険料負担は年間32万円と聞いていますから、国保の市民負担の重さがわかります。

さらに問題なのは、所得階層を380万円以上で一まとめにしていることです。平成22年度確定賦課所得階層別状況で見ると、総所得金額3,001万円以上は2世帯7人です。所得380万円の世帯の保険料負担率は20パーセントなのに、所得3,001万円以上の世帯の保険料負担率は2.5パーセント、これではあまりに公平さに欠けます。

協会けんぽの現行賦課限度額は収入約2,000万円が約90万円、国では今後、協会けんぽの賦課限度額を目安に段階的に国保料を引き上げると伝えられているということですが、本来なら所得に合わせた累進性で保険料を設定すべきです。

先ほど中島議員が質疑で明らかにしたように、小樽市の国保加入者の平均所得は平成21年度で56万4,559円、平成12年度の平均所得の76.7パーセントと下がっているのに対し、平均保険料は平成21年度9万9,751円、平成12年度に対し105.8パーセントと上がっています。また、保険料基礎賦課限度額到達世帯の所得金額は、この5年間で38万円も下がっていることも明らかになりました。

65歳以上になると介護保険料の年金天引きと相まって、国民健康保険料は重い負担です。平成22年度保険料確定賦課の所得階層別を見ると、総所得金額100万円以下の世帯は被保険世帯全体の69パーセント、101万円から200万円は21.76パーセント、合わせて90パーセントを超えており、国保加入世帯の収入が低いことが表れています。また、平成21年度の保険料未納状況では未納世帯2,114件のうち、調定額2万円の未納世帯が273件と一番多く、所得が低い世帯ほど保険料負担が重いことを示しています。

先ほど、低所得者の方にも負担をお願いすると答弁がありましたが、とんでもありません。高い国保料を払いたくても払えない、国保料を払うと病院にかかりたくてもかかれないという受診抑制も起きています。

小樽市の国民健康保険事業特別会計は、国保料を引き上げて、平成22年度で33億8,700万円の累積赤字を解消して黒字に転じるのに、なぜ、また大幅に賦課限度額を引き上げなければならないのでしょうか。

賦課限度額は、国の指導で引き上げるといいますが、その内容は国の基準の保険料にするため、採点方式で市町村や広域連合の保険者を競わせ、国の基準にしたところに特別調整交付金2億数千万円を交付すると聞いています。国は国保に対する補助金を削減した上、こうした方法で保険料を上げさせ、住民の負担を強いることは認められません。

こうした国の方策に、市は意見をしっかりと上げるべきです。国保料の高騰で生活が圧迫され、滞納が増え、国保証の取上げも起きています。滞納は財政悪化を招き、さらに保険料が引上げられ、受診抑制にもなっています。

こうした事態を引き起こしている根本的原因是、国の国保予算の削減にあります。自民党政府は、1984年、昭和59年の国保法改悪で定率国庫負担を改悪し、保険料負担を国民に転嫁、その後も歴代政権は事務費、保険料軽減措置などへの国庫補助を廃止し、1984年度に50パーセント程度あった国庫支出金割合が2007年度には25パーセントに削減されています。1984年度の小樽市の国民健康保険料は1人当たり5万8,896円でしたから、2001年度との比較で4万855円も上がっています。

国民健康保険法第1条で、国保を社会保障及び国民保健のための制度として規定し、第4条では、国保の運営は国が責任を負っていることを明記しています。社会保障としての国保の再生や市民が安心できる医療制度にしていくために、国に国庫負担金の引上げや保険料の累進性を求め、庶民負担を軽くしていくべきです。同時に、地方自治体の役割は住民の福祉の向上にありますから、市民の命を守るために国保料の引下げを行うべきです。

市は一般会計から国保会計への繰出金を、平成17年度の15億4,751万円から21年度には12億5,385万円へと2億9,366万円減額しています。一般会計からの繰入金を平成17年度並みにすると、保険料を1世帯1万円引き下げられるはずですが、ちなみに、21年度の一般会計繰入金法定外分は658万8,700円で、被保険者1人当たり200円です。1人当たりの比較では札幌市の5,990円、函館市1,503円、釧路市2,377円、帯広市5,371円、北見市858円と比較しても低い額です。旭川市では法定外繰入れを多くして保険料を下げています。ペナルティがないのであれば、負担軽減のため一般会計からの繰入れを増やすべきです。

以上、国民健康保険料賦課限度額の引上げに反対の意見を述べました。議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第3号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、お諮りいたします。

市職員の政治資金規正法違反問題に関して、成田祐樹議員、高橋克幸議員、林下孤芳議員、北野義紀議員及び山田雅敏議員から緊急質問を行いたいとの申出があります。

緊急質問に同意の上、それぞれの議員について発言を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

よって、緊急質問を日程に追加し、発言を許すことといたします。

日程第2「緊急質問」を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○16番(林下孤芳議員) 政治資金規正法違反事件に関する緊急質問を行います。

このたびの小樽市幹部職員による政治資金規正法違反事件は、先般11名が略式起訴され、罰金15万円から30万円、公民権停止4年から5年、3名が起訴猶予となりまして、捜査は終結いたしました。多くの現職幹部職員が略式命令を受ける、まさに前代未聞の事件であります。

事件発覚から今日まで、捜査中のこととはいえ、市側から公式な説明がほとんどない中で、連日新聞やテレビなどで大々的に報道されております。庁舎内で堂々とパーティー券が割り当てられ、市役所内の反省が乏しい、認識が甘く反省がない、体質改善は疑問である、こうした新聞の見出しを見るまでもなく、小樽市の印象は極めて悪化し、非常に根深い問題との印象を、市民のみならず、広く持たれていると思います。結果として、私たち議会もチェック機能を果たし得なかった責任を踏まえながら、この間の市の対応について質問させていただきます。

新聞報道によりますと、山田副市長が総務部長であった4年前、パーティー券の取扱いについて市選挙管理委員会から販売をすることは違法との指摘を受け、券を回収した経緯があるとされております。総務部長から相談を受けた時点で、4年前のこうした経過を伝え、この事件を防ぐことができなかつたのか、非常に疑問を感じているところであります。その点について、明快な答弁をお願いいたします。

また、市長は、5月18日の記者会見で、第三者委員会を立ち上げることを発表されました。市長の全容解明に向けた決意を示すものと評価されている一方で、既に委員の構成はすべて外部に委任するなどの構想を示されておりますが、この第三者委員会にどのような権限を持たせて調査に当たらせるのか、また、議会の特別委員会とのかかわりをどうしようとしているのか、非常に疑問を感じております。市長が今検討している内容について示していただきたいと考えています。

次に、職員の処分についてお伺いいたします。

前段にも申し上げましたが、多くの現職幹部が処分を受けるという、まさに異常な状態であります。既にマスコミの報道では、市長はやめるべきだという論調も目立ってきております。このたびの事件は罰金刑という処分となりましたが、検察当局は捜査終結に当たって異例のコメントを発表したと言われております。その内容は、公務員の中立性を傷つけ、市民への信用を失墜させた悪質な事案であるとする一方で、現職の部長を首にするわけにはいかなかったという報道がなされております。

市長は厳正な処分をすると再三にわたって明言をされております。通常、地方公務員法による懲罰規定やこれまでの判例を踏まえた処分が妥当と考えられますが、市長はどのような処分を考えているのか、お聞かせください。

また、公民権停止という処分は今後の人事異動にどのような影響を及ぼすのか、その御見解をお示してください。

次に、これまで小樽市に対してさまざまな団体からイベントの参加要請やパーティー券などの券が持ち込まれ、今日でも購入依頼は数多くあると承知をしております。報道によりますと、ある部では、課長職が市議会の打ち上げ用に拋出し合っていた積立金をパーティー券の購入費の一部に充てていたと報じられております。また、会計を担当していた職員は美術展などの券を積立金から買うこともあり、悪いとは思わなかったとコメントしております。各種団体とのつき合いの必要性はあったとしても、地方公務員として地方公務員法や政治資金規正法、公職選挙法に精通した職員が、これらの法に抵触するこ

とを考慮せずに、日常的な各種団体とのつき合いと混同することはあるのでしょうか。市役所内の現状認識についてどのように考えておられますか、市長の御見解をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、外部委員による調査委員会についてですが、この委員会は、弁護士や大学教授といった専門家など3名から5名程度で構成され、今回の事件の原因の調査や再発防止策の検討をいただくことを目的として設置するもので、独立性と中立性を持った組織と考えております。

委員会の調査は法的な強制力を有しない任意の調査であることが一般的であります。市といたしましては、関係者のヒアリングなど全面的に協力してまいりたいと考えております。

また、議会との関係ですが、外部委員会の構成員や設置の時期、事件の概要などにつきましては、できるだけ早い時期に議会へ報告させていただきたいと考えておりますし、外部委員会から提出されることになる調査報告書を特別委員会にお示しするとともに、再発防止策については特別委員会で審議いただいた上で、実施してまいりたいと考えております。

次に、職員の行政処分についてですが、総務部長をはじめ、今回の事件に関係した職員の処分につきましては、事実関係が一定程度明らかになった時点で、基本的には職員分限懲戒審査委員会の中で審議が進められることとなりますので、どの程度の処分をするのか、現時点で具体的なことは申し上げられませんが、本市の懲戒処分の標準的な量定基準のほか、これまでの事例や他都市の例などを参考にしながら、判断してまいりたいと考えております。

次に、公民権停止の影響についてであります。今回の刑事処分については大変重く受け止めておりますが、一般的には業務を行う上で支障は生じないものと考えております。

次に、パーティー券販売の実態についてでございます。各種団体とのつき合いでイベントなどの券を購入する場合の市役所内での現状認識についてであります。今回の件に限らず、公務員が法令を遵守することはサービスの根本であり、外部の団体とのつき合いには行政の中立的運営の確保という観点からも、常日ごろから特に注意しなければならないと考えております。

しかしながら、今回は、他のイベントなどの券とは違い、明らかに区別をして考えなければならないところ、法に抵触するという意識が欠けていたため、多くの職員が関与する結果になってしまったのではないかと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（山田 厚） 林下議員の御質問にお答えいたします。

まず、このたびの事件に関しまして、私のとった行動により市民の皆様大変御迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、心からおわびを申し上げたいと存じます。

今回の政治資金規正法違反に係る4年前の経過などについてでございますけれども、私が総務部長をしておりました4年前、平成19年の市長選前のパーティー券のかかわり方について、マスコミで報道がございました。私の記憶では、後援会関係者から券の販売依頼がありまして、市の職員でつくっております野球クラブやゴルフクラブの親しい仲間三、四人に四、五枚程度、券の販売をお願いいたしました。

券を預けてあまり日がたたないうちだったと思いますけれども、券を預けた仲間から、この券を売るのは少し問題があるのではないかという指摘があり、回収いたしました。その数日後、選挙管理委員会の職員が仕事の打合せで私の部屋に来た際に、庁内での券の販売についていろいろな話をしたような記憶がございます。その後、改めて庁内で券を販売するということはございませんでした。

券を回収したということもありまして、また、4年間が経過したという中で、この記憶が全くございませんでした。今回の事件で4月下旬から事情聴取が始まって断片的にこの4年前のことを思い出したわけでございまして、3月中旬時点では完全にこの問題については失念しておったわけで、知っていて職員の違法行為を見逃したものではないことは御理解をいただきたいと思っております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

○16番(林下孤芳議員) 再質問をさせていただきます。

ただいま山田副市長から失念したという答弁がありましたけれども、これまで非常に経験も豊富で、仲間の評価も高く、特別職まで上り詰めた山田副市長が、こうした重要な問題を失念したという一言でみんなが理解をできるような状況ではないと感じます。

そういうことを考えますと、山田副市長がこの問題を一人で抱え込んで処理をしようとしているのか、あるいはもっとより大きな事情が背景にあるのではないかと、また疑念が広がることは、私どもにとっても甚だ耐えがたいことであります。また、根拠のない相乗り批判だとか癒着だとか、こうしたことが言われることについては、私としても非常に受入れがたい問題だというふうに思っています。したがって、本当に失念をしたという答弁でみんなが納得するとお考えなのか、再度考え方についてお聞きしたいと思えます。

また、政治資金規正法の特別委員会と第三者委員会の関係でありますけれども、私は調査委員会の調査の作業過程で議会の特別委員会にストップをかけるということが生じないのか非常に心配をして、この質問をいたしました。そうしたことは起き得ないという理解でいいのか、確認をしたいと思えます。

また、公民権停止処分を受けて今後の人事異動に支障はないというお答えでありましたけれども、この点につきましては法的な裏づけというのは確認をされておりますでしょうか。お答えください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(山田 厚) 4年前のことについては大変疑念があるというふうに皆様から御指摘を受けましても、私としては、4年前の出来事を覚えていれば、今回の総務部長のとった行動については、当然注意もするし、その行為をやめさせたと思っております。この事案が発生して事情聴取を受けた際に、4年前は同じ立場だったのだからどうだったのだということを当局からいろいろ質問があった段階で断片的にいろいろなことを思い出し、それから仲間に確認もしながら、先ほど申し上げたような内容で当局に話をしておりまして、私自身は今回の事案が発生した3月の中旬時点ではこの問題についての認識はございませんでしたので、御理解をいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 第三者委員会と議会の特別委員会との問題ということで御質問がありましたが、これは先ほど答弁させていただきましたように、この第三者の調査委員会というのは独立性と中立性を持った組織という形で進めていきたいと思っております。ですから、議会の特別委員会との関係について

ては、この調査委員会でいろいろと調査されたことについては議会のほうに報告をしたいと思っております。

それから、公民権停止について御質問がありました。この公民権停止というのは、具体的には選挙権、被選挙権の行使のことを指すというふうになっておりますので、それをもって人事については先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（横田久俊） 林下議員の緊急質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 一新小樽を代表して、緊急質問をいたします。

今回の質問に当たり、新たな4年間の最初の議会での質問がこういう形になってしまうのは大変遺憾であるとともに、本当に情けないことであると強く感じております。

前任期の4年間でこの小樽市議会を経験し、本市の体質からいつか大きな問題か大きな失敗を抱えるだろうと思っておりましたが、今回の事件は案の定起こるべくして起こった事件だと、そう考えているのは私だけではないはずです。

さきの4年間は、市長提出の議案に対して、与党は何一つ議案を修正せず、オール与党によって市政に100点満点をつけていた状態でありました。このなれ合い体質によって行政へのチェックが鈍くなったことが今回のような事件を起こしたと言わざるを得ません。

前任期中に市と議会の癒着を指摘し、その表現方法から私成田祐樹は、発言の強制削除と議会では32年ぶりの嚴重注意をいただくこととなったわけですが、そのときの発言は、どんな処分を受けようとも取り消すつもりはありませんでした。今のこの状態にかんがみると、当時の発言は今でも誤っていたとは思いません。どうか今回を機に、今後の小樽市議会が正常に働くことを強く望むものであります。

5月1日、山崎小樽市総務部長と市役所OBの松川元市議会事務局長の逮捕を受け、大問題に発展した今回の政治資金規正法違反問題、極めて公平中立でなくてはならない立場である公務員が特定の候補を支援していたという事実は、選挙という最も大切な民意の反映の場を汚したばかりか、市のトップを決める市長選挙そのものが役所主導で行われていたのではないかと考えられてもおかしくない状況を生んでいます。市民を裏切った行為は、到底許されるものではありません。

また、全国的にも有名な観光地である小樽の大幅なイメージダウンは免れず、その損失は極めて大きなものになっています。たとえ、市のPR事業を行っていたとしても、差引きで相当なマイナスになるのは間違いありません。一体だれがその損失をかぶるのか、今ここにおられる市長と理事者の方に強く問いただしたいと思えます。

今回の緊急質問に当たり、まず冒頭にお伺いすべき点が何点かあります。通常の議会での質問であれば何ら問題ないのですが、今回は政治資金規正法違反問題に対する緊急質問です。

ほとんどの幹部職員が今回の政治資金規正法違反事件に携わっている中で、事件にかかわってしまった職員が議会の答弁を作成するというのは非常におかしな話です。そこで、一番の疑問に上がるのが、本臨時会での各会派の質問に対する答弁作成に当たり、答弁の作成や監修は全く事件とかかわりのない職員が作成しているのでしょうか。それとも、事件にかかわりのある職員が答弁作成に関与しているのでしょうか。まずは、そこをお答えください。

もしここで事件にかかわりのある職員が答弁作成に少しでも関与しているのであれば、表現方法などの微妙な違いなどから、結果的には保身のための答弁作成になる可能性があり、客観的な信頼性に欠け

てしまうおそれがあるのではないのでしょうか。これに対して市長はどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

こういった状況にかんがみると、少なくとも今回の答弁にかかわって、しっかりと監督できる立場の職員がいるとは考えられません。よって、御自身は全く関与していないと強く主張されている、そして現在市政のトップである中松市長が答弁を監督する責任ある立場と認識してよいのか、お答えください。

そのようなさなかで、今回の答弁の監督には大変重要な責任が生じます。もし答弁の中に虚偽などが発覚した場合には、市政のトップである、そして責任ある立場である中松市長には、これ以上市政運営の混乱を防ぐために、御自身の進退を考えていただく必要があると思いますが、中松市長はどのように認識しておられるのか、お答えください。

中松市長は、今回の事件について、後援会の中でされたことであり自身は一切関知していないと、報道に対して繰り返しコメントをされています。しかしながら、裏を返せば、御自身で後援会組織を全く掌握できていなかったということになります。もし、そうであるのならば、そもそも市長としての管理能力に問題があり、一つの市をゆだねる力があるとは到底考えられません。その点についてどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

中松市長は平成11年から18年まで約7年間、本市の収入役として在職していたわけですが、その当時、市役所内でパーティー券が売られていたことは全く御存じなかったのかどうか、お聞かせください。

また当時、中松市長御本人がパーティー券を購入した事実も一切ないのか、事実をお聞かせください。

再度お伺いいたします。中松市長は、今回のパーティー券問題に対しては、後援会がやったことで一切関係がないと記者会見で述べられていましたが、この後援会という言葉は、政治団体である中松義治後援会のことで間違いはないのか、お聞かせください。

また、今回事件になったパーティーは、この中松義治後援会が開催した政治資金パーティーということではよいのか、お聞かせください。

ここで、さらにお伺いしますが、資金管理団体である治政会は、中松市長本人が代表を務められておりますが、先ほど挙げました政治団体の中松義治後援会と、この資金管理団体である治政会の間で設立から現在までの間で資金移動などが行われたかどうか、お答えください。

また、資金管理団体である治政会が主催での政治資金パーティーの開催があったのかどうか、お答えください。

市民からは日増しに全容解明の声が大きくなっております。それは、ただの一介の事件とは違い、市民の民意が大きくねじ曲げられた可能性があるからです。一刻も早い原因究明は、市民の最も望むところだと思われまます。

これまで、市当局は捜査中ということもあり、今回の事件に対して内部調査を実施していませんでした。しかしながら、5月20日の市幹部11名の略式起訴を受けて、まだ最終的な決定はしておりませんが、20日をもって一定の捜査が終結を迎えたと思われまます。今回の事件に係る詳細な説明はいつ行われるのか、お答えください。

現在のところ、事件に関して山崎総務部長の報告だけがなされ、略式起訴された他の幹部職員に関しては、いまだに何ら説明も報告もなされていない状態であります。今この場をもって私自身は報道からしか情報を得る手段がなく、議会を軽視していると言わざるを得ません。この臨時会にて御説明いただく必要があると思われまます。略式起訴された職員の氏名をお答えください。

今回の略式起訴について、11名の職員には罰金だけにとどまらず、公民権停止という公務員としては失職寸前の極めて重たい略式命令が下されました。もし禁固刑が言い渡されていれば、たとえ執行猶予

がついても失職という事態になったわけです。これらの職員の略式命令が正式に決定した場合、今後これらに該当する職員の人事や処分について市長はどのようにお考えか、お答えください。

今回の事件を受けて、各党派世話会会合のときに、昨年度の市幹部の氏名入り組織図を共産党が要求しましたが、総務部はそれをプライバシーの問題もあるのでと拒否をしました。住所や電話番号を求めたわけでもなく、ただ組織図とその部門ごとに氏名を入れてくれと、そういった要求であったのに、それすら提出を拒んだ小樽市の姿勢には、疑問を感じざるを得ません。市の組織体制などは市民や議員が当然知る権利があるはずなのですが、それを今回拒否したのは大変理不尽な対応だと感じております。今回提出を拒んだのは、この事件に対して組織の構図を隠蔽する目的ではないのかというふうに考えます。ぜひこの説明を求めます。

本市では、通常であれば不祥事など緊急的なことがあれば、記者会見前に議員に対する説明があり、これまでは党派ごと、又は議員にその都度報告を受けておりましたが、今回、山崎総務部長が逮捕された後にはそのような流れは一切なく、副市長の記者会見が先に開催されました。ただ、逮捕が発覚したのが24時近く深夜であることから、議会や議員に対する説明が先にできなかったのは、やむを得ないところだとは思いますが。

しかしながら、私は、逮捕の一報をその深夜に知り、この事件の重さから、深夜24時半ころ、すぐに市役所に登庁し、田中総務部次長に対して議会に対する説明はいつ行うのか問いただしたところ、このような大規模な組織的犯罪であるにもかかわらず、混乱させた謝罪どころか、明日は市長の初登庁もあるので忙しいからそれどころではないとの対応でありました。この対応はおかしいと強く抗議したところ、逆に成田祐樹議員がそういう対応なら、こちらも今後それなりの対応をさせていただくと、高圧的で脅しととれるようなことを口にされました。市民の代表である議員や議会に対して、反省の色を見せるどころか邪魔だとさえ思わせるような総務部次長の対応は、到底許されるべきものではありません。この田中総務部次長は、今回の事件にかかわり、パーティー券を購入していたのかどうか、まずお聞かせください。

また、一連の事件対応について、市民の皆さんや各報道機関からも小樽市は強く批判を受けています。山崎総務部長がいない状態で報道の対応が十分にできなかったことはわかりますが、このような田中総務部次長の姿勢があるからすべての対応が後手後手になり、市政の混乱と不信を招いていると考えます。市長はどのように考えておられるか、お答えください。

中松市長は今回の事件に対して、外部調査委員会を設ける考えを述べられていますが、一体どのような人員構成と体制で行い、どのような目的で設置するのか、説明を改めてお願いいたします。

また、今回の事件の重大性と規模の大きさ、そして幹部職員がほとんど携わっている経緯もあり、設置要綱などの作成に対しても事件にかかわっている職員がいる可能性があり、大変特殊な状況であることから、外部調査委員会を公開する必要があると思うのですが、見解をお聞かせください。

また、外部調査委員会の設置について、外部から委員を招くのであれば、当然これには費用が発生するわけですが、震災直後の影響も大きく、市内経済が落ち込んでいるさなかで、市民の血税をこの調査費用に費やすことは到底許されないことでもあります。外部委員会の設置について、どのように費用を調達して行われるのか、見解をお聞かせください。

また、昨年、平成22年5月に発覚した高額療養費の請求漏れの際にも、不祥事再発防止のために民間の有識者3名の協力を得て再発防止マニュアルが導入されましたが、今回の事件を受けて、結局のところ、効果は全く見られませんでした。本市の続いて起こる不祥事に、ただただあきらめるしかありません。これに関しても、税金投入がなされていたのか、見解をお聞かせください。

中松市長は、外部調査委員会の設置を主張しておりますが、昨日23日の臨時会で議会における政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会の設置が決まりました。市長はその特別委員会の設置については今のところあまり触れられていませんが、行政の監視とチェックをする一番の機関は議会です。外部調査委員会の報告を待ち、それから議会での特別調査委員会を開くという順序で事が進むことがあってはいけないのではないのでしょうか。二重、三重にもチェックをするという意味合いからも、また、素早い原因解明と再発防止のためにも、外部調査委員会と並行する形での政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会を実施する必要があると思いますが、市長の見解をお聞かせください。

また、議会における政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会の位置づけをどのようにお考えでしょうか。

今ここにおられる議員は、市民の皆様の負託を得て議員にさせていただいてもらっているわけであり、特に今回の場合は、4月に選挙があったことから、より直近の民意が反映されているのです。それよりも先に外部調査委員会だけが優先されるのであれば、議会軽視と言わざるを得ません。政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会は外部調査委員会より重要であると思いますが、見解をお聞かせください。

当然ながら、外部調査委員の選任次第では、市当局に有利な調査結果が出てくることもあり得るわけです。よって、外部調査委員の任命に対する同意を議会にゆだねる必要があると思いますが、中松市長はどうお考えか、見解をお聞かせください。

今回の事件に関して、小樽市幹部職員はパーティー券を他のコンサートチケットなどと同様に扱っていたとの報道が出ていますが、それだけ認識が低いのであれば、当然ながら今回の中松市長のパーティー券の話だけに限らず、他のパーティー券の購入の可能性も出てくるわけです。

ここで、市議会議員や道議会議員などから市職員に対してパーティー券の販売があるのか、また、市役所内でそのような売買がなされているのかどうか承知しているか、お答えください。

もし今現在のところそのような実態があるかどうか掌握できていないのであれば、こういったことが起こらないようにするという観点から、調査する必要があると思われませんが、市長の見解をお聞かせください。

また、そのような構図に便乗して、市幹部職員が政党や会派から賛助会員などという名目をうたってカンパを求められているという実態があるとも聞きます。小樽市の職員に対してそのようなことが行われているのかどうか、真摯にお答えください。

もしあるのであれば、そこはどこの政党や会派であるのか、そして本市はどのように対応されているのか、お答えください。

副市長は5月20日、私たちの会派一新小樽に4年前のパーティー券回収報道に対する説明に来られましたが、チケット回収に至ったきっかけとして、先ほど民主党・市民連合の質問にお答えしたような選挙管理委員会などという回答ではなく、それはやってはいけないと警告が庁内LANなどの掲示板やメールで出回っていたと、そのような説明を私たちの会派は受けました。非常に民主党・市民連合との答弁に食い違いがあり、驚いているところです。

ここで一つ疑問が生じます。

もし、庁内LANを利用して、そういったネットを使って、メールか掲示板かわかりませんが、やってはいけないなどという警告が出回っているのであれば、大多数の職員がパーティー券の売買は罪になることを知らなかったなんていうことにはならないはずなのです。おかしな話です。つじつまが合いません。

また、報道機関からは、選挙管理委員会からの指摘だと報道されております。我が会派への説明と合致しませんので、この場で改めて4年前のチケット回収に至った経緯について、副市長がどう対応されたのか、はっきりとした説明をお願いいたします。

副市長は責任ある立場にありながら、今回のパーティー券に係る不祥事を食いとめることができませんでした。しかも、みずからが総務部長時代に一度回収するという事態を経験しておきながら、そのことを忘れてしまったと。全く後に生かすことができず、今日の市政の混乱を招いた責任は、大変大きなものだと考えます。副市長は今月末で任期切れではありますが、今回の責任をとって退職金を御辞退されるのが筋ではないかと思いますが、見解をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終了いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 成田祐樹議員の質問にお答えいたします。

まず、本臨時会における答弁について何点かお尋ねがありましたが、本臨時会に限らず、本会議における市長答弁につきましては、質問にかかわる担当部局で案は作成されているものの、最終的には市長である私が監修を行い、私の責任の下で答弁を行うことにしております。また、議会は市民の皆さんの代表であることから、議会における答弁は議員の皆さんと市民の皆さんに対するものであり、その内容は真摯で公正でなければならず、信頼関係を損なうものではあってはならないと認識しております。

次に、私の後援会についてお尋ねがありましたが、私の後援会につきましては、組織をまとめていただいているのは後援会長であります。私みずからが後援会活動についてまとめる立場にはありませんでしたので、市長としての管理能力とは別の問題ではないかと思っております。

次に、私の収入役当時のことについてであります。市役所内でのパーティー券の売買については承知しておりませんでしたし、購入についても記憶はございません。

次に、私の後援会と今回のパーティーについてであります。私が記者会見で話した後援会というのは政治団体である中松義治後援会であり、今回の政治資金パーティーは、この後援会が開催したものでございます。

次に、私が代表を務めている治政会との関係についてであります。治政会と中松義治後援会との資金移動についてはなかったものと思います。また、治政会では、政治資金パーティーは開催しておりません。

次に、事件に係る詳細な説明の時期についてであります。今回の事件を受けて外部委員会による調査委員会を設置することとしており、できるだけ早い時期に設置し、今回の事件に関する調査を行っていただくこととしております。議会への詳細な報告につきましては、外部委員会において事件の全容が明らかになった時点で報告させていただきたいと考えておりますが、外部委員会の構成員や設置時期、事件の概要などにつきましては、できるだけ早く報告させていただきたいと考えております。

次に、書類送検された職員についてであります。書類送検が報道された段階で北海道警察本部に事実確認をさせましたが、回答が得られなかったところであり。また、5月20日に刑事処分の報道があった段階で、札幌地方検察庁に事実確認をさせましたが、同様に回答は得られなかったところであり。また、5月20日に刑事処分の報道があった段階で、札幌地方検察庁に事実確認をさせましたが、同様に回答は得られなかったところであり。

次に、職員の人事や処分についてであります。職員の処分につきましては、事実関係が一定程度明

らかになった時点で、基本的には職員分限懲戒審査委員会の中で審査してまいりたいと考えております。また、人事につきましては、今後の市政を維持していくことも念頭に置きながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、各党派世話人会で要求のありました昨年度の氏名入り組織・機構図を提出しなかったことについてであります。今回については資料提出は差し控えたい旨お話をし、各党派世話人会において御了解をいただいたことから、提出しなかったと聞いておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、一連の事件対応が後手後手ではないかということでございますが、今回の事件対応は警察、検察の捜査や発表に基づくものであったため、報道機関に先に情報が入り、市としての情報入手や事実確認が困難な状況の中で、殺到する報道機関への対応を早急にせざるを得ない状況が多くありました。結果として、時間的余裕や情報がない中での対応を余儀なくされた点につきましては、御理解を賜りたいと思っております。

なお、御質問にあった職員のパーティー券の購入については、あったと聞いております。

次に、外部委員による調査委員会の人員構成などについてですが、この委員会は弁護士や大学教授といった専門家など3名から5名程度で構成され、事件の原因調査や再発防止策の検討をいただくことを目的として設置するもので、独立性と中立性を持った組織と考えております。会議を公開することにつきましては、進め方や市への報告の時期などとあわせて委員会で決定されるものと考えております。

次に、外部委員会の設置に係る費用についてであります。費用としては委員の皆さんにお支払いする報償費等が考えられますが、市が設置をし、委員を委嘱するものとなることから、費用につきましては公費によって負担したいと考えております。

また、高額療養費に係る未請求問題があった際、業務事故防止の指針作成のため委員会を設置いたしました。委員の皆さんに報酬費等はお支払いしておりません。

次に、外部委員会による調査委員会と並行で調査特別委員会を実施することについてですが、外部委員会の構成員や設置の時期、事件の概要などにつきましては、できるだけ早い時期に議会に報告させていただきたいと考えておりますし、外部委員会から提出されることになる調査報告書を特別委員会にお示するとともに、再発防止策については特別委員会で御審議をいただいた上で実施してまいりたいと考えておりますので、必要に応じて特別委員会には報告し、お諮りしてまいりたいと考えております。

また、特別委員会の位置づけについてであります。議会という場を通じて市民の皆さんに事件の全容や再発防止策をお示しし、御意見を伺う場と認識しておりますが、議会や市民の皆さんにお示しするため、客観的に事件の調査や再発防止策の検討を行う外部委員会とは性格を異にするものと認識しております。

次に、外部委員会の任命に対する議会の同意についてですが、この委員会は独立性と中立性を有した組織であることから、市は人選には関与することなく、関係する組織や団体から知見や経験などを基に推薦された方を委嘱する予定であり、議会の同意にはなじまないものと考えております。

次に、議員などからのパーティー券の売買についてであります。実態については把握しておりません。また、調査については、今後の外部調査委員会の状況なども踏まえて判断をしていきたいと考えております。

次に、政党や党派に対するカンパということですが、職員個人としての募金等の協力などはあるかもしれませんが、あくまでも個人の判断で行われているものと思っておりますので、特に市としては対応しておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（山田 厚） 成田祐樹議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁いたしました、4年前のパーティー券回収の件についてでございますけれども、私の記憶では、後援会関係者から券の販売依頼がございまして、市の職員でつくっております野球クラブやゴルフクラブの親しい仲間三、四人に四、五枚程度預けて販売をお願いいたしました。券を預けてあまり日がたたないうちに、券を預けた仲間からだったと記憶しておりますけれども、券を売るのは問題があるのではないかという趣旨の話がありましたので、回収をいたしました。数日後、選挙管理委員会の職員が仕事の打合せで私の職場に来た際に、券を庁内で販売することについて話をしたような記憶がございます。その後、改めて庁内で販売したことはございません。

券を回収したこともあり、4年を経過する中で全く記憶がなく、今回の事件で4月下旬からの事情聴取が始まってから断片的に思い出したわけでございまして、3月中旬時点では失念をいたしておりました。覚えていれば職員の違法行為を見逃さなかつただろうと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

なお、会派の説明の中で庁内LANのお話をさせていただいたのは、券を売るのは問題ではないのかというお話があった中で庁内メール、それから掲示板の中で会話があったのではないかという、私自身そのメール等々については見ておりませんが、基本的にはそれを確認して回収をしたという、そういう趣旨でお話ししたつもりはございませんので、御理解いただきたいと思います。

それから次に、退職金の辞退の問題ですけれども、今回の事件に係る責任については、大変重く受け止めておまして、4年を経過する中で失念したということをお大変申しわけなく思っており、責任は痛感しておりますけれども、退職金の辞退については考えておりません。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

○5番（成田祐樹議員） 再質問いたします。7点あります。

まずは、中松市長にお伺いします。

まずは1点目、私は30分ほど時間をかけて質問をしましたが、中松市長の真摯な説明というのは、この10分程度の説明で真摯な説明をしたと、そういうふうに言えるのですか。このような質問の回答で市民の皆さんが納得すると、そうお思いですか。お答えください。

次に、2点目です。私は、監督責任があるのであれば、虚偽答弁があった場合には、これ以上の市政の混乱を防ぐために御自身の進退をお考えくださいと、そのように申し上げました。これに対する回答がありませんでした。ぜひお答えください。

3番目に、今回の略式起訴に関して、また、処分に関して警察から回答がなかったと、そう言って、今この議会の場での幹部職員の氏名の公表はありませんでした。警察から回答がなかったら、もう知らないで済むのですか。各職員から話を聞いて、今ここで言えばいい話ではないですか。議会で言う前に事前に調べて、今日の本会議前に一覧表を提出することだってできたはずですよ。何一つ議会には報告せず、職員をかばっている。こんなあほな話はありませんよ。まだ隠そうとするのですか。

次に、外部調査委員会の公費負担についてお伺いします。

皆さんの犯したこの犯罪の調査費用を税金で負担する、こんなおかしい話があつてたまるかという感じですが、なぜ、市民の皆さんの血税を皆さんのしりぬぐいのために使わなければならないのか。どう考えてもおかしい話です。ぜひその公費負担に関しては、撤回をしてください。

もう一点、お話を伺っていると、外部調査委員会が常に優先されています。なぜ、外部調査委員会を

優先して、それから調査特別委員会に意見が付託されるのか。両方やれない理由はなぜですか。その順序を決めた理由は外部調査委員会のほうが非常に重たいと、そのようにお考えなのですか。それをお答えください。

また、その外部調査委員の任命に対して、こちらが承認する、同意することができないのであれば、いくら大学やそういった機関にゆだねたとしても、裏でどういう話がされているかわかりません。裏でまたこそこそされたら、こちらもたまったものではありませんので、この任命権がないことについて非常に疑問に思います。その辺、必ず公正中立な任命ができるという保証は一体どこにあるのか、お答えください。

また、この外部調査委員会を常に軸としてやるのであれば、今後この問題に対して真実が解明されない場合、100条委員会の設置が非常に難しくなると考えています。市民の皆さんが求めているのは、真相究明です。そのために強い権限を持った100条委員会を設置するためには、何よりも議会で設置する調査特別委員会に重点を置いていただかなければ、市当局が逃げ道をつくってしまうことになります。その点はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

最後に、副市長にお伺いします。

みずからの非を認めておきながら、それに対する責任をとらないというのは、市民にとって到底納得いくものではありません。ぜひ退職金は御辞退いただき、市民の皆さんにしっかり反省の意を示していただくことが、この議会での副市長の最後の役目であると思いますが、御所見をお伺いします。

以上、再質問7点の御答弁をお願いします。

(「議長、27番議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 27番、前田清貴議員。

○27番(前田清貴議員) 今、成田祐樹議員の発言中、いやしくも小樽市長をあほ呼ばわりしたと私には聞こえたのでありますけれども、以前にも同様の発言があり、注意をされたと記憶しているのですが、このことについて議長の見解をお伺いいたします。

○議長(横田久俊) 成田祐樹議員の質問中、私も聞こえましたが、こんなあほな話はないという趣旨でしたよね。そういった言動があったのは私も耳にしました。一定の人を特定した、氏名を特定した発言ではなかったように私は聞きました。ただ、前田議員からの議事進行のお話の中にもありましたように、以前にも議会での品位を汚すような文言と申すでしょうか、これの発言については十分注意していただきたいという指摘もあったかに思います。以降は発言には十分注意していただきたいということがあります。前田議員、これでよろしいですか。

○27番(前田清貴議員) はい、結構でございます。

○議長(横田久俊) それでは、議事を進めます。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) まず、幾つか御質問がありましたけれども、私の答弁につきましては、私自身は現在お話しできる範囲内ではすべて答弁申し上げております。

それから、進退問題というお話がありましたけれども、私自身は、私の答弁につきましては、うそ偽りのない中で答弁させていただいていると思っております。

それから、起訴された職員の名前ということでもありますけれども、当時の職員11名については既に公表されておりますので、これは皆さん御存じのとおりだと思っております。ただ、私が先ほど申し上げ

たかったのは、書類送検されたが起訴にならなかった者については公表されていないということでお話をさせていただいたところでございます。

外部調査委員会の公費負担につきましては、このように進めていきたいと思っております。

それから、外部調査委員会についてでございますけれども、これは議会が設置いたします特別委員会と並行した形で調査を進めていただければありがたいと思っておりますし、ただ、市が設立する外部調査委員会の中身については、議会側の特別委員会のほうに報告をさせていただくということでございます。

それから、任命につきましては、中立であり公正でありということですから、これは議会の特別委員会にお諮りするということについては、ちょっとなじまないのではないかと申し上げたところでございます。

外部委員会により真実が解明されない場合というようなことでございますけれども、外部委員にはそのようなことのないようにしっかりとした調査を進めていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(山田 厚) 私の関係についてでございますけれども、私自身、責任は当然痛感しておりますが、知っていて言わなかったわけではございませんし、私自身は先ほど来から、4年前のことについては完全に失念をしていたということを話させていただいておりますし、そういう意味では、失念したこと自体が問題だといえれば問題なのでしょうけれども、基本的には失念をした中で注意をすることは当然できませんでしたので、そういう意味では責任は痛感しておりますけれども、そういった事情でございますので、私は退職金を辞退するまでは考えておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

○5番(成田祐樹議員) 再々質問をいたします。

中松市長はうそ偽りのない答弁をすると、しっかりそれに対して責任を負うと、監督しているというふうにお答えになっているのですが、もしこれ以上答弁の中にもうそや偽りがあった場合には、もうこれ以上市政を混乱させてほしくない、そういう思いから私は進退を考えてほしい、そのように申し上げているのです。ぜひ、この場でうそ偽りがあった場合は進退を考えると、そのようにまず一言宣言していただいて、市民の皆さんに、まずは公正公明にやるのだと、そういう宣言をしていただくのが筋ではないでしょうか。1点目、まずそれをお伺いいたします。

2点目、外部調査委員会と調査特別委員会が並行するというふうにおっしゃいましたので、まずはその部分をしっかりとやっていただきたいと思っておりますが、外部調査委員会に対してそちらのほう为重点が重くならないような配慮をぜひお願いしたいと思います。

最後に、副市長に対してですが、もしわからない、知らなかった、そういった物事ですべての責任を負わなくていい、そんな話があるのかと。どんな物事であっても、たとえ過失であっても、責任は責任です。これをもってまだ一切その責を負わないのか。何もそういった態度をとるつもりはないのか。退職金に限らず、何かしら自分に対する制裁は行わずに任期切れを迎えるのか。そうであれば、逃げたというふうにしかなれないと思っております。どうか再度説明をお願いいたします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長（中松義治） 成田祐樹議員の再々質問にお答えしたいと思いますのですが、私の進退問題ということでありませけれども、それにつきましては、私自身は今偽りを申し上げているつもりもございませんし、もしそうなったときにはその責任は重く感じていきたいと思っております。

それから、外部調査委員会については、やはり私どももしっかりとした形で調査をお願いしたいと思っております。そこで、先ほどもお話ししましたように、人選問題も含めて、できるだけ客観性を持った、公平性を持った形で取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（山田 厚） たまたま今月末が私の任期でございますので、逃げたと言われても、そういうふうな表現をされても困るわけでございまして、それなら責任をとってずっと続けろというのであれば、また一つの考え方だとは思っておりますけれども、そうはいかないだろうと思っております。

したがいまして、私としては、何度も申し上げておりますように退職金を全部放棄をするという形で責任のとり方というのは今考えていないということを申し上げます。

○議長（横田久俊） 成田祐樹議員の緊急質問を終結いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○24番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して、市職員政治資金規正法違反に関連して緊急質問を行います。

質問順序も3番目となり、項目や内容など重複する点が多々あると思っておりますが、質問趣旨や観点などが異なりますので、通告どおり質問させていただきます。

初めに、中松市長、このたびの市長選挙、当選おめでとうございますと本来ならば申し上げなければならぬところ、選挙の結果が出た後とはいえ、後味の悪い事態となり、市民は市役所の人事を含めたこれからの動向に注視しています。あわせて、民間出身の行政手腕と市政に対する情熱や取組姿勢、市民目線に合った施策執行に高い関心と期待を持っています。このようなとき緊急質問に至ったことは、まことに残念でなりません。

それでは、質問に入らせていただきます。

小樽市長選で起きた今回のパーティー券販売をめぐる政治資金規正法違反事件が、新聞やテレビのニュースなど、各報道機関で捜査状況など連日のように報道されています。

まず初めに、これまでの経緯、経過について時系列的にお聞かせください。

次に、このたびの市長選挙で中松市長は、新人候補として初めて選挙に出馬されました。私も初めての選挙を戦ったときは、準備や行動など何もかも手探りの中で行ったことを覚えています。初めての経験、初めての後援会組織体制の中で選挙戦がどのように仕切られたのか、どのように実施されていたのか。初めてだからといって、何もかも許されることにはなりません。御認識をお聞かせください。

あわせて、市長候補として当時、公務員が政治資金規正法に照らし、かかわってはいけない行為の中の一つに、今回の庁舎内の公務員のパーティー券販売が含まれています。当時この券の問題について、市長選挙に出馬するに当たり、どのような認識を持っておられたのか、御所見をお聞かせください。

次に、再発防止策について何点か伺います。

市民の目線は、今何が起きているのか、電話や直接来庁され議会としての対応や我が党の考えなど聞きに来られるなど、改めて市民の関心の高さが伺われます。5月19日に、自民主党を訪ねてきた市民は、

市長は何らかの責任をとって処分を考えなければならない半面、再発防止のため組織改革や職員の意識改革などを行い、続投することも一つの責任のとり方と持論を述べていました。この教訓を生かし、本市の自治体運営の透明性、公平性を担保するために、どのようにするのか、何が必要と考えるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、本市の情報発信の一つであるホームページ上には、「大変世間をお騒がせしており、市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。このような事件が決して再び起こることのないよう、全力で取り組みます」と記載されています。

今回、市長は、初登庁すると同時に部長会議を開催、部下へコンプライアンス、法令遵守を徹底するように指示を出し、緊急記者会見を午前11時に開催、夕方には議事堂に120人の職員を集め、市政の混乱を招き、市民の信頼を失ってはならない、公務員としての立場を自覚し、精励するよう訓辞を行ったと聞きます。今後の再発防止策について、市長は、原因調査のため調査委員会を設置し、有識者など外部委員を登用すると考えているとお聞きいたします。手順、スケジュール、内容、構成員など、お考えをお聞かせください。

最後に、今回起きた一連の事件の状況、経緯の報道などで市民の不安は増しています。5月23日には抗議デモが開催され、小樽のよいイメージが低下したと感じる市民の思いが報道されています。行政の停滞で業務執行に支障を来し、市民の行政に対する信頼が低下しています。議会もまた、真相解明のため特別委員会を設置し、行政の正常化に向け努力しています。正確な情報など共有できる仕組みづくりについて、お考えがあればお聞かせください。

以上、自浄能力を最大限に発揮し、民間企業での経験と実績を踏まえ、二度とこのような事態を招くことのないよう、猛省を促すとともに、停滞する本行政をいま一步、二歩前へ進めていただきますよう、市長、職員のより一層の努力に期待し、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今回のパーティー券問題の経緯、経過についてであります。4月29日に部長職を中心に管理職の職員が警察の事情聴取を受けているという報告を受け、私は今回の事件を知ったところでございます。5月1日には総務部長が逮捕され、翌2日には家宅捜索があり、その後パーティー券の売買にかかわりを持った職員への警察、検察の事情聴取が行われました。5月20日には、総務部長及び当時の部長職10名の計11名が政治資金規正法違反で起訴されたところでございます。

起訴内容につきましては、3月中旬ごろ総務部長が後援会からパーティー券の交付を受け、総務部長及び他の部長が所属職員に券の購入を働きかけたなどの行為が、いずれも地位利用による政治資金パーティー券の売買に伴う政治資金規正法に違反するというものであります。また、刑事処分の内容につきましては、総務部長が罰金30万円と選挙権及び被選挙権を有しない期間が5年、その他の10名の部長職が罰金15万円と選挙権及び被選挙権を有しない期間が4年であると確認をしております。

次に、市長選での後援会についての御質問がございましたが、選挙中、私は市民の皆さんに私の政策を訴えてまいりましたが、後援会の活動につきましては、後援会の皆さんにお任せしておりましたので、詳しくは承知しておりません。したがって、パーティー券がどのように販売されていたかにつきましても承知しておりません。しかしながら、私といたしましても、今回の件につきましては、私の後援

会活動の中で起きたことでもありますので、大変重く受け止めております。

次に、今回の事件の教訓を生かした今後の対応策についてですが、今回の事件の最大の原因は、法を守るべき立場の公務員に法令遵守の意識や違法性の認識が欠けていたことであると感じており、まずはこれらの意識改革を図ることが再発防止につながるものと考えております。その対応として、法令遵守に関する定期的な職員研修の実施も検討しており、今後設置する外部委員会や議会の特別委員会での意見も参考にしながら、二度と同じような過ちを繰り返さないよう、全力を挙げて再発防止に努めていきたいと思っております。

次に、外部委員による調査委員会についてですが、この委員会は、弁護士や大学教授といった専門家など3名から5名程度で構成され、事件の原因の調査や再発防止策の検討をいただくことを目的として設置するものであります。独立性と中立性を持った組織となり、委員が決まり次第、できるだけ早い時期に設置したいと考えております。

進め方や市への報告の時期など、スケジュールにつきましては、委員会が設置された後、委員会で決定されるものと考えております。

次に、議会との情報の共有であります。まずは外部委員による調査委員会の構成員や設置時期、事件の概要などにつきましては、できるだけ早い時期に議会に報告させていただきたいと考えております。また、外部委員会には今回の事件の調査や再発防止策の検討をお願いすることになりますが、外部委員会から提出されることになる調査報告書につきましては、これを議会に設置される特別委員会にお示しするほか、提言をいただく再発防止策につきましても、特別委員会において審議をいただいた上で実施してまいりたいと考えております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 24番、山田雅敏議員。

○24番(山田雅敏議員) それでは、再質問をいたします。

市長は民間時代に、コンプライアンスについての委員会の設置にかかわっていたということも報道で聞いております。今回、この報告書を特別委員会の中でお示しをするということもお聞きいたしました。ですが、やはり同時に、通常であれば、こういうような常時監視するような委員会、そのことにも言及しておりましたので、そのところをどうお考えなのか、それがまず1点。

それと、早い時期に報告書を特別委員会のほうにお示ししたいということもありましたので、どのようなスケジュールになるのか、おおよそでいいので、その2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 今、外部委員会の設置について報告させていただきましたので、その外部委員会等でどういう形が一番よろしいのか、そんなことも含めて議論していただきたいというふうに思っているところです。

○議長(横田久俊) 山田議員の緊急質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時25分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 第1回臨時会に当たり、公明党を代表し、このたびの小樽市幹部職員による政治資金規正法違反事件に関連して緊急質問をいたします。

この事件は、4月の市長選で初当選された中松市長の政治資金パーティー券を後援会幹部から依頼を受けて市の幹部職員が市職員に販売、これについて政治資金規正法違反となったものであります。

同法では、特別職を除く公務員が地位を利用して政治資金パーティー券の販売に関与したり、第三者が公務員にこうした行為を求めることについて禁止しております。選挙は当然のごとく公平性が求められており、特に公務員として中立性と遵法意識の高さが求められているところであります。

今回の事件について、我が党にも多くの厳しい意見が寄せられているところであります。この事件により市民の信頼失墜や失望感を与えた責任はまことに大きなものがあり、大変遺憾であります。

小樽市議会としては、過日行われました各党派世話人会の中で協議となり、全会一致でこの問題について全容解明と再発防止を目的として特別委員会を設置することとなり、昨日の本会議で正式に設置されたわけでありまして。詳細についてはこの特別委員会で審議されるところでありますが、現在の時点で何点か質問をいたします。

初めに、この事件についてどのように受け止めておられるのか、また、事件の関与についてはどうだったのか、改めて市長の御見解を伺います。

次に、市幹部職員の遵法意識についてであります。

新聞報道によりますと、本年2月、市役所内で選挙違反の注意を促す庁達が山田副市長名で出されていたようであります。要旨は、統一地方選で職員が規定に違反して責任を問われたり、疑惑を招くことのないように周知徹底してほしいとの内容であります。私は直接確認をしておりますけれども、このとおりだとすると、残念ながら結果的にこの庁達は意味のないものとなり、事件になったわけでありまして。通常の業務にはなじみの薄い政治資金規正法であります。違法性の認識が欠落していると受け取られても仕方がない状況のように考えられます。この遵法意識について、どのように受け止めておられるのか、また、違法性の認識不足が事件の大きな要因の一つと考えられているところですが、これらについて見解を伺います。

次に、事件後の対応についてであります。

事件後、この問題について、現在まで市の対応はどのように実施されてきたのか、お示してください。

また、市長は、18日の記者会見の中で外部の調査委員会を設置する旨の発言がありましたが、この調査委員会の構成メンバーや設置時期、進め方についてどのように考えられているのか、それぞれについてお示してください。

さらに、警察の捜査が終了したようでありますが、今後、議会対応として事件の経過と内容の報告について、いつまでにまとめられるのか、いつごろ報告ができるようになるのか、御見解を求めます。

次に、再発防止に向けての対策であります。

今回の事件後の対応とともに、信頼回復に向けて、このような事件が二度と起こらないように再発防止の対策を講ずる必要があります。遵法意識の向上を考えるときに、関連する法律について改めて確認や研修する場が不可欠と思いますが、どのように検討されているのか、御見解を伺います。

また、事件の要因を検証する中で、今後の再発防止対策はどのように考えられているのか、また、市

長はどのような姿勢で臨まれるのか、御見解を伺います。

最後に、責任の所在についてであります。

今回の事件の法的責任については、先日明らかになりましたが、市幹部職員の組織としての責任については、今後どのように考えられているのか、御見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の事件をどのように受け止めているかについてであります。法律を守るべき立場にある公務員が法律に違反する行為によって逮捕され起訴されたことは、まことに遺憾であり、市民の皆さんの信頼を大きく損なうことになり、大変申しわけなく思っております。市政の混乱を招き、市民の皆さんの疑惑や不信を招くような行為はあってはならず、許されるものではありません。今後、改めて職員に対して、法令遵守を含め襟を正すことを徹底してまいりたい、このように考えております。

また、事件への私の関与についてであります。後援会の活動のことは後援会の皆さんにお任せしておりましたので、今回のことについては承知しておりませんし、関与もしていません。

しかしながら、今回の事件につきましては、私の後援会活動の中で起きたことでもありますので、私としては大変重たく受け止めておるところでございます。

次に、遵法意識の受止めと違法性の認識不足についてですが、公務員が法令を遵守することはサービスの根本であり、行政の中立的運営の確保という観点からも、常日ごろから特に意識をして業務に当たるべきものと認識しております。今回の事件に関係した職員は、残念ながらこれらの基本的な意識が欠けており、また、特に政治資金規正法についての違法性の認識が不足していたと考えられ、今回の事件の大きな要因の一つであると大変痛感をしておるところでございます。

次に、これまでの対応についてであります。5月1日の夜に総務部長が逮捕されたとの連絡を受け、初登庁した5月2日、朝一番に部長会議を招集し、法令を遵守し、公務員としての自覚を持って職務に当たるよう訓辞を行い、同日午後4時から行った就任あいさつにおいても、職員に対し法の遵守を求めたところでもあります。また、この間、記者会見やホームページを通して、市民の皆さんへ事件に関しておわび申し上げたところでもあります。現在、今回の事件には多くの職員がかかわっているということから、第三者による事件の全容把握が必要と考え、外部委員による調査委員会の設置に向け、準備を行っているところでございます。

次に、外部委員による調査委員会についてですが、この委員会は、弁護士や大学教授といった専門家など3名から5名程度で構成され、事件の原因の調査や再発防止策の検討をいただくことを目的として設置するもので、独立性と中立性を持った組織となり、委員が決まり次第、できるだけ早い時期に設置してまいりたいと考えております。進め方や市への報告の時期などにつきましては、委員会が設置された後、委員会で決定されるものと考えております。

次に、いつごろ報告ができるようになるかとのことですが、詳細につきましては、外部委員会において事件の全容が明らかになった時点で報告をさせていただきたいと考えておりますが、外部委員会の構成員、設置の時期、事件の概要などにつきましては、できるだけ早い時期に報告させていただきたいと、このように考えております。

次に、遵法意識の向上に関する研修や再発防止対策についてですが、今回の事件は法令遵守の意識や違法性認識の欠如が大きな要因であったと認識しておりますので、まずはこれらの意識改革を図ることが再発防止につながるものと考えております。

その対応として、法令遵守に関する定期的な職員研修の実施も検討しており、今後設置する予定の外部委員会や議会の特別委員会での御意見も参考にしながら、二度と同じような過ちを繰り返さないよう、全力を挙げて再発防止に努めていきたいと思っております。

次に、幹部職員の組織としての責任についてですが、今回の事件に関係した職員につきましては、事実関係が一定程度明らかになった時点で、基本的には職員分限懲戒審査委員会の中で行政処分についての審査をすることで考えております。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

○10番（高橋克幸議員） 再質問させていただきます。

これは副市長にお尋ねするしかないかと思うのですが、先ほど遵法意識についての質問をさせていただきました。質問の中でも話しましたが、新聞報道の内容でしか確認していないものですから、この山田副市長名で出された庁達がこのような内容であったのかどうかというのがまず1点。

それから、この内容については、地方公務員法とか公職選挙法といった関連する法案が主な内容かというふうには思うのですが、そういう中であって、やはりなじみの薄い政治資金規正法は、幹部職員の皆さん若しくはこのメールを受けた皆さんには認識がなかったのか、その点もお聞きしたいと思います。これが2点目です。

3点目に、この庁達が出されたその反応といたしますか、返事といたしますか、そういうものがなかったのか、もしあれば、その内容について掌握していればお聞かせいただきたいと。

この3点でございます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（山田 厚） ただいまの御質問でございますけれども、庁達については全課メールという形でメールで流してございます。基本的には新聞報道にあるような内容でございまして、地方公務員法及び公職選挙法の地位利用等について選挙運動が禁止をされていますよという趣旨で流してございます。

そういう意味では、政治資金規正法については、ここには記載をしてございません。率直に言うと、庁達については、通常こういった時期に私の名前で出すもので、担当課のほうで職員にそういった意識を持たせるという立場で毎年出しているものでございます。しかし、この政治資金規正法という文面は今まで、この文書が慣例的に出ているというせいもありまして、政治資金規正法で今回のようなものが禁止された時点からも、その文面は記載をしてない状況では把握してございます。

庁達は以前は紙媒体で出しましたし、今回も、ここ数年ですか、庁内LANを通じてメールで出しておいて、率直に言って全職員がそのメールを見ているかどうかという、この辺の把握というのは極めて難しい状況でございます。これからは、こういった節目節目、今回は選挙のことですけれども、年末になると外部との飲食の多くなる時期ということでの公務員の規律というものについても出しますし、春になると交通安全に対する安全意識というものもきちんとするようにという、そういった庁達も出しておりますので、それが実になるような形で職員に浸透するような、そういった努力はしていかなければならないだろうという、そんな思いでいるところでございます。

○議長（横田久俊） 反応はあったか、なかったか。

○副市長（山田 厚） 私の名前で出してございますけれども、私のところに直接反応といたしますか、そういった返事等々については把握してございません。

○議長（横田久俊） 高橋議員の緊急質問を終結いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して、緊急質問を行います。

質問に先立ち、質問の大前提となる市政運営の基本問題について、今回の一連の問題に取り組む我が党の立場を表明し、市長の見解を求めるものです。

政治資金規正法違反事件に市民の大きな怒りが集中し、市長はじめ幹部職員もこれに大きな力を割かれています。市政の基本である市の経済問題で緊急に対策を立てなければならない課題に遅れをとってはならないという立場です。この点で、東日本大震災で海外からの観光客の大幅落ち込みは小樽市経済に深刻な打撃となっており、雇用問題にも直接影響を与える深刻な事態に対して、緊急に対策をとらなければなりません。

私は最近2度、堺町通りを歩きましたけれども、既にシャッターをおろしている店舗が2軒生まれています。これらに対する対策は、政治資金規正法違反事件が生じていても、いささかもおろそかにしてはならない課題であります。市長の小樽市の安全宣言を宣伝したいと計画された台湾訪問取りやめに対しても、これらの方々から批判的意見が出ていることは、市長も御承知のことと思います。

政治資金規正法違反事件に対し、全容解明、関係職員の厳正な処分、再発防止、市長も市民の納得のいくようにみずからを律することなど、いささかも努力を怠ることは許されません。この日本共産党の市政に対する基本的立場について、まず市長の見解を求めるものであります。

私は、現在マスコミや市長の昨日の議会へのあいさつで明らかになっていることを前提に、幾つか質問いたします。

今、市民の怒りが集中しているのは、さきの市長選挙における中松義治後援会の政治資金パーティー券を、小樽市の総務部長が同後援会事務局長から150枚受け取り、各部長クラスに配付して部下に販売し、政治資金規正法違反の容疑で逮捕され、取調べの結果、11人もの幹部職員が略式起訴され、罰金刑と公民権停止の略式命令を受けたところです。小樽市の名誉を著しく傷つけた5者連合の相乗り市政と、この相乗り市政に小樽市役所も管理職がそろいもそろって加担していたことは、また怒りを呼ぶこととなっています。とりわけ副市長のみずからのパーティー券の売買にかかわる議会やマスコミからの質問されても事実を隠し、どういうわけか、その後で特定のマスコミにだけ真相を打ち明ける議会無視、不公平な手法、不誠実な対応は小樽市役所への市民の不信を増大させる原因ともなっています。

御承知のように、政治資金規正法では、公務員がその地位を利用して政治資金パーティー券を販売したり、第三者が公務員にこれらの行為を要求することを禁止しています。これに反した場合の罰則は、6か月以下の禁固又は30万円以下の罰金となります。

まず、市長に説明していただきたいのは、今、指摘したことを含め、市長が現時点で承知している政治資金規正法違反事件の内容を報告し、あわせて総務部長が知事選挙告示後、選挙管理委員会から選挙長に委嘱されることがわかっていながら、パーティー券販売を行った事実に対する市長の見解を求めるものです。

次に、今回の政治資金規正法違反事件の背景についてであります。

新谷昌明・山田勝麿市政の日本共産党を除く24年間の5者連合による相乗り市政、議会では日本共産党を除くオール与党体制の下で、市の幹部の中に何か不都合なことがあっても議会で絶対多数の与党が最後は何とか守ってくれるという甘えの意識、気の緩みが生まれてきたことが、不祥事をいつまでたっても解消できない原因であります。

市役所職員は役職のいかんにかかわらず、市民に奉仕することが基本です。この全体の奉仕者とは正反対に、市長だけに奉仕することがいかに間違っているかは明白で、この逆立ちした雰囲気は今回の政治資金規正法違反事件の背景の核心であると私は考えます。この間違った立場をたださない限り、不祥事はなくなりません。

神奈川県伊東市の市民ホールの壁に、「市役所とは」と題して「市役所とは市民のために役立つ人のいるところ」と書かれておりました。いい言葉だなと思って思い出しました。これと比較して、小樽市役所はどうか。今回の事件を見れば、「小樽市役所は市長のために役立つ人のいるところ」と言われても仕方がないではありませんか。もちろん幹部職員に限ってのことではありますが。

だから、昨年度明らかになった職員の業務懈怠による高額療養費未請求問題の発生を契機に、事故の再発防止策として業務事故防止の指針を策定し、全職員に徹底したはずなのに、また、この2月28日には山田厚副市長名で「統一地方選挙における職員の服務規律の確保について」と題する庁達を出し、「地方公務員は、行政の中立的運営の確保と、これに対する市民の信頼の維持という目的により、地方公務員法により政治的行為が制限され、さらに公職選挙法により地位利用による選挙運動等が禁止されている。このたびの選挙に当たっても、市職員がこれらの規定に違反して責任を問われ、あるいはこの規定に違反しているがごとき疑惑を招くことのないよう服務規律の確保に格段の配慮をするとともに、所属職員に対してこの旨周知徹底を図られたい。上記命により通達する。」と、選挙違反はもとより、疑われるようなことはするなと命令しておきながら、この始末であります。なぜ、繰り返しこのようなことになるのか。事件の背景、原因を明らかにすることが再発防止の前提です。

我が党は、今回の事件の背景は、今、指摘したように、日本共産党を除く24年間の相乗り市政、議会ではオール与党体制に重要な要因があるとの見解です。

これはただ一人、日本共産党だけの見解ではありません。北海道新聞の5月4日付け社説も、「小樽市長選は主要政党が相乗りで推薦した候補の当選が続いている。それが市役所内の緩みにつながっていないか。総点検が必要である」としています。また、「不正が見逃されてきた背景にあるのが、市長選での各党の相乗りの構図だ。小樽市では1987年から、共産党を除く各党と経済界、労組の相乗りが続き、市の一般職員にも不適切な行為をいさめる雰囲気はなかった。」と指摘しています。続いて、5月20日付け北海道新聞の社説でも、「小樽市長選は1987年から、一部を除く主要政党相乗りの構図が続いている。そうした中で市職員に、みずからの『上司』となる市長におもねる内向きの発想がなかったか」と指摘をしています。

ところが、市長は5月2日の記者会見で、「小樽の場合、オール与党体制というか、そういう形の政治がずっと続いているが、そういったものが今回の市役所の中でこういった犯罪事実につながる要因になっているのではないか」との記者の質問に、「私はそうは思っておりません」と答えています。新聞報道によれば、5者連合の一員である連合の会長は、「事件は5団体による指示とは何ら関係なく、影響があるように批判されるのは心外だ」と述べて、相乗り原因があるとの批判には同意していません。先ほどの民主党の林下議員の質問の中でも、このことが述べられていたことは、皆さん記憶に新しいことだと思います。

総務部長はじめ、部長クラス11人も略式起訴され、略式命令で罰金と公民権停止の刑事処分を受けま

した。この事実があるのに、市長はまだ我が党やマスコミをはじめ、多くの市民から相乗り原因があるとの指摘に同意しないのでしょうか。こんな態度で市役所から不祥事を根絶できるのでしょうか。改めて市長の見解を求めるものであります。

次に、市長自身の責任のとり方について尋ねます。

政治資金規正法違反事件に関し、市長は一貫して、みずからはかかわっていない旨、記者会見等で述べておられます。私もこれまで明らかになった事実を前提に、刑事責任は問われないということを前提にして質問します。

政治資金規正法違反事件に関し我が党は、全容の解明と原因の背景、関与した職員の厳正な処分、再発防止とともに市長自身の後援会の事件であり、政治的・道義的責任が中松市長にあることは明白であり、市長に対してもこの5月13日に直接文書で申し入れ、その中で市長は市民が納得する処分のみずからを律し、市民の信頼回復に努めることを要求しておきました。このときに、中松市長は「市民の皆さんに御心配をかけて申しわけない。現在、警察が捜査中なので、自身も全容がつかめる状況にない。事実が明らかになった時点で全容の解明とともに、私自身の責任についても検討したい。」とのことでした。

ところが、驚いたことに、昨日の議会への市長のあいさつの中で、この事件についての市長の責任のとり方について一切触れられていないのは、なぜなのでしょう。そのわけをお聞かせください。

我が党にも、この事件に関して市民からさまざまな意見が寄せられています。市長にも厳しい意見がたくさん寄せられていることと存じますが、市長にはどういう意見が寄せられているのか、その主な内容を紹介し、市長としてみずからを律するための基本的考えをお聞かせください。

次に、山田副市長に伺います。

率直に伺いますが、3月中旬、総務部長からパーティー券の販売以来があったとの報告を受けた際、副市長は、協力してあげなさいとか、うまくやってくださいなど、表現は別として、総務部長にパーティー券の販売を指示したことはなかったのか、お答えください。

次に、先ほども引用しましたが、副市長みずからが庁達を出して選挙違反をするなど職員に命令しておきながら、1か月たたないうちに、みずからパーティー券を買い、部下に販売していた行為をどう説明されるのでしょうか、見解を伺います。

次に、だれもが疑問に思うのは、副市長は山崎総務部長から「松川市役所OBからパーティー券を預かった」との報告だけでなく、「各部長にも配った」との報告も受けているとのこと。この後、各部長が課長などに販売されるだろうということは容易に想定できたはず。山崎部長以下各部長がパーティー券を部下に販売したら、政治資金規正法違反になることは明白であったにもかかわらず、なぜやめさせなかったのか。

副市長は、5月6日の議会各会派代表者を集めての説明では「政治資金規正法については極めて不勉強だった」と述べ、記者会見でも「法律への認識が足りなかった。わかっていたら最初に報告を受けた時点で総務部長をとめていた。注意できなかったのは私の不徳のいたすところ」などと弁解にこれ努めています。果たして山田副市長は政治資金規正法違反になるとの認識を持っていなかったのだろうかというのが私の疑問です。山田副市長は今回の事件に関し、いつ一般職がパーティー券を売ったら政治資金規正法違反になるとの認識を持ったのでしょうか、お答えください。

次に、政治資金規正法違反になるという認識は薄かったとの言いわけについて幾つか伺います。

まず、事件の発覚を受けた最初の5月1日の記者会見では、庁舎内でパーティー券が売買されていた時期を聞かれて、「わからない。いつどこでだれが頼んだか把握できていない。そのあたりが捜査の中

心と思うが、私は全く把握していない」と説明しています。2回目の記者会見でも、自分は白と説明していたとのこと。ところが、一転して事件とのかかわりを認めた5月7日の記者団への説明では、副市長は、「特別職は政治資金規正法では刑事責任を問われない。自分は対象にならないから、1回目と2回目の記者会見では3月中旬に山崎総務部長から報告を受け、自分もパーティー券を買い、部下に売っていた事実を話さなかつただけ。」と釈明しているとのこと。これはつじつまが合いません。

3月15日ないし16日には、副市長は、「山崎総務部長から市役所OBの松川氏からパーティー券150枚を預かり、副市長もパーティーに参加しませんかと勧められて5枚買い、部下にも売っていた」とのこと。この事実をなぜ隠していたのかと記者団から聞かれたら、先ほどの釈明であります。

この経過から言えることは、少なくとも副市長は3月中旬には、一般職がパーティー券を売ったら政治資金規正法違反になることを知っていたはず。それでなければ、なぜ記者会見で特別職は政治資金規正法では刑事責任を問われないとの認識の発言になったのでしょうか。

あわせて、特別職は地方公務員法で一般職ではないとなっているから、政治資金規正法違反には問われないとの明白な認識を副市長は持っていたのではないのでしょうか。説明してください。

5月20日のマスコミ報道は、これら山田副市長が政治資金規正法違反になるという認識は薄かったとの言いわけが通用しない決定的な証拠ともなる報道でした。

4年前、副市長は総務部長でした。当時、総務部長として山田勝磨市長後援会のパーティー券を部下に売っており、小樽市選挙管理委員会から部長がパーティー券を売ることは政治資金規正法違反であることを指摘され、あわてて回収していた事実が明らかとなりました。通常であれば、パーティー券を部下に売る行為は政治資金規正法に違反すると警告されれば、自分の公務員としての一生にかかわる重大なことだけに、二度と間違ってもこういうことはしないと自分に言い聞かせるのではないのでしょうか。それを4年前のことが報道されても、なお副市長は、パーティー券を回収し、違法性が問われなかったため、記憶が薄れ、今回の事件発覚まで思い出せなかつたとの言いわけです。こんな言いわけが通用すると考えておられるのか、お答えください。

次に、5月6日に各党の代表者に集まっていたきたいと副市長の呼びかけで事件の説明会が持たれ、議会として理事者側から初めて政治資金規正法違反容疑の事件を聞かされました。この席では副市長に、「庁舎内でパーティー券が売買されていたことを知らなかつたのか。もし、知っていてやめさせなかつたとしたら、政治資金規正法違反を容認していたことになる」とただしたら、副市長は「警察が捜査中のことなので、お答えできない」と、私の質問に対しては突っぱねて説明はありませんでした。

ところが、驚いたことに、この直後の北海道新聞の単独取材に、3月中旬に総務部長からパーティー券のことを報告を受け、自分も買い、部下に売っていたことを明らかにし、副市長も黒だったという重大な事実を明らかにしたのです。5月7日は土曜日で休日ではありましたが、私は、この副市長の議会軽視、共産党無視のことに電話で厳重に抗議をいたしました。

改めて伺いますが、なぜ議会に対し、警察が捜査中のことなのでお答えできないと言っておきながら、その直後、北海道新聞にだけ議会に隠していた重大な事実を語ったのでしょうか。合点がいきませんので、説明してください。

あわせて、議会からも、またマスコミからも、4年前副市長は総務部長だったときパーティー券を部下に売る行為はしていなかつたのかとの問いに、知らぬ存ぜぬを決め込んでおきながら、またもや北海道新聞にだけなぜ真実を語ったのでしょうか。不可解きわまりません。説明を願います。

今回の不祥事の要因の一つに、議会側としてもたださなければならぬ問題があります。選挙後の各党派世話人会でも指摘してきましたが、議会の重要な役職である副議長、議会選出の監査委員を選挙で

有権者が判断した各党派の議席数に比例して配分するのではなく、与党が日本共産党を排除して公正さを欠いて不当に議会中枢ポストを独占したり、自民党へ配分される副委員長ポストを同じ与党の民主党に分け与えるなど、日本共産党を除くオール与党のなれ合いが横行している問題です。これらが相まって与党であっても市長の市政運営をチェックすべき議会の基本的任務遂行に手抜きが生まれ、市長をはじめ、理事者の中に甘え、気の緩みが生まれ、仕事に緊張感が欠けるようになるのです。市長は我が党のこの指摘にどういう見解をお持ちか、お聞かせください。

副議長、議会選出監査委員など、有権者の判断に従って、議会の中核人事を日本共産党を含めて有権者の判断に従い公正に比例配分していたなら、今回のような不祥事防止に大きく貢献できたことは明らかであります。

再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 北野議員の御質問にお答えします。

まず初めに、市政運営の基本問題についてお尋ねがありましたが、このたびの本市職員による政治資金規正法違反事件によって、市民の皆様の市政に対する信頼を大きく損なうことになり、まことに遺憾に思っております。このため、再発防止はもちろんのこと、市民の皆様からの信頼回復に向けて、まずは全庁挙げて取り組んでいかなければならないと考えております。

同時に、東日本大震災による本市経済への影響は看過できず、特に外国人を中心に落ち込んだ観光客の回復に向けた対策は急務と考えております。

当面、今議会に提案をさせていただいた10,000人ウエルカム事業や観光振興券交付事業のほか、来月にも韓国の旅行代理店などを招聘し、小樽観光の安全・安心をアピールするとともに、第2回定例会におきましても、本年下半期における幾つかの施策を提案する予定であり、今後、経済対策を切れ目なく進めていくことが、観光客の入込み回復に向けて必要なことと考えております。

次に、私が承知しております事件の内容でございますが、まず4月29日に、部長職を中心に管理職の職員が警察の事情聴取を受けていると報告を受け、私は今回の事件を知ったところでございます。また、5月1日には総務部長が逮捕され、翌2日には家宅捜索があり、その後、パーティー券の売買にかかわりを持った職員への警察、検察の事情聴取が行われました。5月20日には、総務部長及び当時の部長職10名の計11名が政治資金規正法違反で起訴されたところでございます。

起訴内容につきましては、3月中旬ごろ、総務部長が後援会からパーティー券の交付を受け、総務部長及び他の部長が所属職員に券の購入を働きかけたなどの行為が、いずれも地位利用による政治資金パーティー券の売買に伴う政治資金規正法に違反するというものであります。また、刑事処分の内容につきましては、総務部長が罰金30万円と選挙権及び被選挙権を有しない期間が5年、その他の10名の部長職が罰金15万円と選挙権及び被選挙権を有しない期間が4年であると確認しております。

次に、選挙長に委嘱されることになっていた総務部長がパーティー券の販売を行ったことについてありますが、総務部長はパーティー券の販売にかかわった時期には選挙長ではありませんでしたが、公平さが求められる選挙の統括責任者である選挙長に就任が予定されていたことを考えますと、今回のことは適切さを欠いたのではないかと、このように思います。

次に、今回の事件を生んだ背景は、相乗りに原因があるとの御指摘ですが、推薦をいただいた

各団体にはそれぞれの政策や主張がございますので、一致を見る案件もありますが、そうならない案件も多々あると思います。また、市としても、議会としても、基本となるのは住民の福祉の増進でありますから、この目的達成のため、それぞれ政策判断をするものと考えておりますので、各政党や団体から御支持をいただいているからといって、決して安易に市政運営を進めることはないと考えております。今回の事件の原因につきましては、あくまでも法令の認識の欠如などの問題であり、各政党や団体からの支持の問題とは別ではないかと考えております。

次に、私自身の責任のとり方について御質問がありました。

まず、市民の皆さんからいただいている意見についてであります。昨日の時点で137件の御意見をいただいております。その内容といたしましては、私の進退や再選挙を求めるもの、関係職員の厳正な処分を求めるものなどが主なものとなっております。私といたしましては、市民の皆さんの御意見を真摯に受け止め、まずは今回の事件につきましては、外部委員による調査委員会で全容の把握、原因の調査、再発防止策の検討をしていただくとともに、議会の特別委員会での議論を踏まえ、二度とこのような事態を招かぬよう対処してまいりたいと考えております。

私自身の責任のとり方につきましては、昨日の時点ではいろいろと検討すべきことがあって話をいたしませんでしたが、できるだけ早い時期にお示ししたいと考えております。

次に、議会のポストの問題についてであります。この問題は議会内部で十分に議論して決定していただくべきものと考えております。なお議会との関係において職員は常に緊張感を持って業務に臨むべきではないかと、このように考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(山田 厚) 北野議員の御質問にお答えいたします。

まず、総務部長へのパーティー券販売の指示の関係ですけれども、総務部長からパーティー券販売の依頼が後援会からあったことの報告は聞きましたけれども、特段指示はしてございません。

次に、パーティー券の販売へのかかわりについてでございますけれども、みずからパーティー券を購入して職員に仲介した行為は、政治資金規正法違反の認識がなかったとはいえ、軽はずみな行為を行ったということで大変反省をしているところでございます。

次に、政治資金規正法違反になることは明白であったのになぜとめなかったのかということについては、何度も申し上げますけれども、この法律に違反することについては、本件で職員が事情聴取を受けた翌日に報告を受けた際にわかったもので、3月にパーティー券が販売された段階では違反の認識はありませんでした。認識があれば、当然とめたというふうに思っております。

次に、規正法の違反になるとの認識をいつ持ったのかということについてでございますけれども、ただいまも答弁いたしましたけれども、職員が事情聴取を受け、報告があったのが4月26日で、その違反とする条文などの詳細については、翌27日に確認をいたしました。

それから次に、特別職は規正法違反に問われないとの認識を3月に持っていたのではないかとということでございますけれども、3月中旬段階では規正法の内容については承知しておりませんでしたので、特別職が法違反には問われないという認識はございませんでした。繰り返しの答弁でございますけれども、私が規正法の内容を承知したのは4月27日で、その時点で一般職が対象となり、特別職が対象とならないことがわかりました。5月1日と2日の記者会見では、特別職である私が規正法の対象とならないという認識がございましたので、私にかかわる券の購入や仲介について話をいたしませんでした。

次に、今回の事件発覚まで違法性があることが思い出せなかったことについてでございますけれども、

何度も申し上げるように、4年前の件については、券を回収したこともございまして、4年を経過する中で記憶が全くなく、言いわけではなくて、事件が発覚してから断片的に思い出したものでございまして、知っていれば、職員の違法行為を見逃したのではないことを御理解いただきたいというふうに思います。

次に、捜査中の案件について一部マスコミの取材で話をしてしまったことにつきましては、本当に私の不徳のいたすところございまして、おわびを申し上げますけれども、4年前の報道については、一部マスコミが独自の取材でパーティー券の回収があった情報を入手されまして、私にこの確認の取材があったのでそのような記憶があるということを申し上げたものでございまして、いずれにいたしましても、この間、頭も混乱していたこともあり、議会に対して報告していないものをマスコミに話をしたことに対しては、改めておわびを申し上げたいと思います。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

○22番（北野義紀議員） 初めに、市長に伺います。

こういう不祥事が生まれる背景に、長年続いている相乗りの体制があることを指摘しましたけれども、これはお認めになっておりません。なぜ認めないのかということが私は疑問でならないわけです。私は時間の関係もありましたので、相乗り市政がなぜこういう職員の甘え、緩みを生み出すかということは、今回の質問では具体的事例は引用しませんでした。しかし、理事者も議員の方も御承知のとおり、昨年発生した福祉部の高額医療費の未請求問題で数千万円の被害を小樽市に与えたとき、今、勇退されましたけれども、古沢議員が先頭になって、時効で北海道に返す必要のない2千数百万円までなぜ返すのだと。法律に照らしてそういう行為はやるべきでない、じゅんじゅんと説いたにもかかわらず、これを撤回しないで、北海道に返還する義務も何もない、そういう数千万円のお金をあなた方は北海道に返したのです。ここまで明白な、法に照らしてじゅんじゅんと説いたにもかかわらず、最後はオール与党の皆さんの賛成で、これは承認をされたのです。だから、こういう一事を見れば、理事者は自分らの不祥事は、いざというときは共産党の追及から与党が守ってくれるからと、こういう甘え、緩みが生まれるということを私はこれまで繰り返し指摘をしてきているのです。

まだいっぱいありますよ。私は山田副市長というのは、うっかりしたとか、あるいは記憶がなくなっていたとか、そういう方ではないと。大変有能な方だと、私は20代のころからあなたをよく知っていますけれども、なかなかの人物ですよ。それが今回に限って記憶がなくなったとか言うから、ちょっと待てよと、そう言えば言うだけ副市長は何かを隠しておられるのではないかと思うのです。

以下、市長に聞くこととあわせて副市長にも伺いますが、私はあなたに対する人物評価はそういうふうにしていますので、ぜひ期待にこたえるように、かみ合って答弁をしていただきたいことを希望しておきます。

そこで、マイカル誘致のとき、結局多くの商業者が反対したにもかかわらず、マイカルは推進され完成したけれども、オープンして2年半で破綻。赤字でも支払わなければならない固定資産税等の滞納が、推計ですが20億円あるのです。財政に甚大な打撃を与える、こういうことが相乗り市政で行われたではありませんか。相乗りの二人目である山田勝麿市長の時代に、新市立病院を市民の反対を押し切って不便な築港に建てるということで、いったんは基本設計の予算まで組みました。ところが、御承知のような理由でこれが推進できずに、6,000万円のうち2,700万円を出来高払として結局支払う羽目になったのです。こういうことがあって、結局、山田市長の決断で量徳小学校の敷地に来年4月1日以降、建築されるということになりました。私は、政策上で相乗り市政がこの時点で破綻したと思うのです。にも

かわらず、また相乗りの中松義治市長が当選されてきた。何もしないうちからパーティー券問題でつまづいて、こういう現状です。相乗りの破綻は、こういう歴史的経過に照らしても明白だと思うのです。

だから、私は、市議会議員選挙が終わった後の各党派世話人会で何回か申し上げましたけれども、先ほど引用した築港地区に新市立病院を建てる基本設計を、我が党の古沢議員が無駄になるかもわからないからそういうことをするなと議会で追及しても聞く耳を持たず強行したのです。だから、住民から、市長はこういう損害を与えたのだから、その損害額を弁償しなさいという監査請求が出たのです。ところが、与党の監査委員、お名前は女性だから申し上げませんが、監査委員はこの請求を棄却したのですよ。もし共産党が議会選出監査委員であつたらそういう言い方もあるけれども、そうでないということを書いて、監査請求を正当なものとして取り扱う条件があつたと思うのです。理事者側から見れば、共産党が議会選出監査委員になっていたら、何か対立案件で住民から監査請求が出たら共産党の監査委員は何をやるかわからないということで、税金を使って仕事をする上で緊張感を持って、何かあつたとき大丈夫かということを考えて仕事をすると思うのです。だから、共産党を中心の人事から排除すれば、理事者側に緊張感がなくなるということを私は申し上げて、公正な人事を要求したのです。相乗りの結果がこういうことになっているということを市長はどう考えるのか、もう一度お答えをいただきたい。

それから、再発防止策についてですが、盛んに外部の委員会を設けて、そこできちんと調査をしていただくということを繰り返し述べておられます。それはそれで結構だと思うのですが、既に昨日、政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会の理事会が開かれました。話を聞いていたら、その外部委員会に調査を依頼して何か出てこない限り、市長の側の態度が答弁として出てこないかのような印象を受けたので、私は中松市政の主体性がないと。外部委員会に調査を依頼するのは結構ですが、この政治資金規正法違反の問題について中松市長自身がどういう立場で再発防止に臨まれるかという、あなたの顔が見えないのです。だから、そういうことではだめですよということは、理事者側にくぎを刺しておきました。しかし、本日の各党派の質問に対する市長の答弁を聞いてみると、市長自身の顔が見えないのです。こんなことで、私は再発防止はできないと思います。答弁を願います。

それから次ですが、法令遵守の意識が欠けていたことが最大の原因と答弁していますが、先ほど引用したように、法律に照らして北海道に返還する必要がないということをいくら道理を尽くして法令も示して説得しても、そういうことを無視して議会が強行すると。だから、法令遵守が欠けていたというけれども、もう欠けていることは、昨年度のこの一事で明白ですよ。だから、何回職員に命令を出して違反をするなど、不祥事を起こすなど言っただけで、次から次へ出てくるのです。だから、背景にある相乗りの結果、幹部職員に甘え、気の緩みが出る、仕事に緊張感が欠ける、こういうことを正していくことをしない限り、法令の遵守に欠けていることが最大の原因だといくら説明しても、私は不祥事は根絶できないということを指摘したい。お答えいただきたい。

山田副市長に伺います。

私以外の方々の質問と答弁のやりとりを聞いていますと、庁達の中で地方公務員法や公職選挙法などの具体的な法令の名前を引用しているけれども、山田副市長自身が政治資金規正法に疎かったから、これが何かうたわわっていないかのような、そう受け取れる答弁なのです。

私は、この答弁を聞いて考えました。果たして、聡明な山田副市長は、政治資金規正法が頭になく庁達を出していたのかと。私がこういうことを言ったら、ほかの同僚議員から少し勘ぐりすぎではないかと注意をされましたけれども、政治資金規正法をこの庁達に載せなかったのは、パーティー券を想定していたからパーティー券を売っても何でもないように庁達を書いたのではないかと、そういうふうに見られても仕方がないのではないですか。先ほど来指摘しているように、山田副市長は何かあれば重要な

問題で記憶が薄れてしまうような、そういう方ではないのです。それから、今度のことがあって頭の中が整理されていないというけれども、何回も修羅場をくぐってきている山田厚副市長がこんなことで動揺して、頭が混乱するような人物だとは思いませんから、それは言いわけにすぎないというふうには私思います。答弁してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） ただいま北野議員のほうから何点が御質問がありましたけれども、冒頭、不祥事が生まれることは相乗りが原因ではないか、その相乗りを私自身が認めないのはどういうことかということでもありますけれども、私は相乗りという言葉はいまだかつて一度も使ったことがありません。幅広いコンセンサスという形で御支援を賜っていると、このように私は考えております。したがって、今回の不祥事が生まれる原因というのは、相乗りであるとか、そういうこととは違いますということを私は申し上げたところでございます。

それから、マイカルの件、福祉部の問題等について、私は、現在承知しておりませんので、後ほど調べてみたいというふうに思っております。

（「今答弁させてください」と呼ぶ者あり）

○市長（中松義治） それから、再発防止策につきまして外部委員会なのですが、市長の顔が見えないというお話であります。これはあくまでも独立性と中立性という形で、むしろそういう形で委員会を進めていただいたほうがよろしいと私は判断しておりますので、そういうことで進めていきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（山田 厚） 庁達の関係については基本的に、大変言いづらいことですが、いわゆる政治資金規正法という法律が十何年前に改正をした段階も含めて、この庁達の中に政治資金規正法違反というものが存在をしていないと。ですから、市役所全体の中で政治資金規正法というのが、特に政治資金パーティーにかかわる部分についてはそういったことでもございまして、そういう意味では選挙のときには地方公務員法、そして公職選挙法の地位利用といったものを中心にして指導をするというか、そういった趣旨で流れていたものでございまして、私はその知識認識もなかったものですから、あえてその部分をつけ足すというか、そういう判断が出なかったということでもございまして、パーティー券を売ることを可能ならしめるためにあえてそれを記載しなかったということではないものでございまして、その辺は御理解いただければというふうに思っています。

確かに私自身いろいろところでいろいろな発言をしてしまいましたけれども、本当に当時はいろいろな関係の事情聴取もございましたし、それから日常的な仕事にも追われたということで、率直に言って頭が混乱しておりましたので、だれに言った話だったかどうかというのが頭の中で整理がつかない中でいろいろな取材に応じてきたというのも、これは私自身の不徳のいたすところでもございますけれども、事実でございますので、そんなことでひとつ御理解いただければと思います。

それで、市長が答弁されなかった私自身がかかわってきたマイカルの問題も含めて、新市立病院の問題もそうですけれども、少なくとも5団体という一つの枠組みの中で、いろいろな御議論は団体の中でございますので、そういう中で最終的に集約していただいて賛成、反対をしていただいたというふうには私は認識してございます。結果として築港の再開発というのはああいう形で本当に残念なことになって

おりますけれども、当時の市長の判断という中で、5団体として賛成なり、どんどんいこうという人も団体もあつたでしょうし、そうでない団体もあつたろうと思いますけれども、トータルとして一定の判断をされたのだらうというふうに思っております。

それから、新市立病院の関係については、監査委員に対する一つの判断の問題を御指摘された部分でございますので、私どもとしては、いくら監査があつてもそれは通るのだということでいろいろな事業計画を立てて事業を推進しているつもりはございませんので、結果として一定の判断をしたときに住民の方々からの請求がされて、一定の期間の中で御判断いただいたというふうに思っておりますので、そういう認識で御理解いただければというふうに思います。

あとは、先ほど市長が答弁されたかもしれませんが、どなたかの御質問でもあつたように、私どもが外部委員にお願いをするというスタンスをとつたのは、議会の御議論の中で100条委員会の設置についての御議論も各党派世話人会の中でお聞きしましたから。ですから、我々職員がいろいろ調査をして、そのデータを議会に示すということは、言ってみれば、内々の調査なのだから、それはやはり信用が置けないのではないかという議論もあつたということもありまして、私どもとしては、それではきちんと第三者、中立の機関の方々をお願いをして、そして調べていただくということで判断した部分でございます。

したがいまして、再発防止策を含めて、私どもでつくってつけれないこともないのですけれども、そういう立場で外部委員の皆さん方に私どもとしては事実関係をお話しして、そして一定の整理をしたい。ただ、何回も申し上げているように、これは少なくとも特別委員会が設置された段階で、私どもとしては、やはり当然我々の範囲でわかるものについてはお示しをしながら、外部委員会の中間報告が出るのであれば、そういうものもお示しをしながら、特別委員会の中の御議論に付していきたいというような立場でおりますので、ひとつ御了解いただければと思います。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 再々質問いたします。

一つは、相乗りについて中松市長は、私はそういう表現をしていないと言うけれども、あなたはそういう表現を当事者だからしていないと思いますよ。しかし、記者団の質問に対しても、新聞記事が間違っていなければ、そういうことはない、相乗りの結果ではないというふうに、お答えになっているのですよ。

それから、これは先ほども言いましたが、共産党だけでなく、相乗り今回の不祥事の背景がある、原因があるということは多くのマスコミが指摘をしているのです。その記事を読んでいないということはないと思うのです。それでも、相乗り原因があるというふうには思わないのかということです。

それから、外部委員による調査委員会のことなのですが、私はこれについて市長がおっしゃっていることを否定はしていないのです。それはそれで結構ですから、独立性、公正を担保してやりなさいというのはいいのです。だけれども、この政治資金規正法違反の問題について多くの幹部職員が関与しているわけだから、市長自身がこれに対してどういう方針で臨むのかということが、新聞報道を見たり、あなたの答弁を聞いていて見えてこないから、私は市長の顔が見えないというのです。

だから、私どもに寄せられる市民の批判は、自分には責任はないということだけを盛んに市長は強調するから、あるいは自分のみこしに乗っただけだとか、そういうことばかりが市民に伝わるから、一体あの市長は何なのだ、責任を感じていないのではないかという批判が出るのです。当たり前だと思いますよ。私は、あなた自身がこの問題で外部の方に調査を依頼するのは否定はしませんから、それはいい

いですよ。だけれども、あなた自身どう臨んでいくのかという姿勢が見えないということを指摘しているわけです。マスコミの相乗りに対する批判と今の問題について市長からお答えをいただきたい。

それからもう一つは、私が質問しようとしたことを成田祐樹議員が私の名前を挙げて先に言ってしまったから、私は取り上げていませんけれども、事件の全容解明と言うのであれば、3月1日付けの管理職の部長、課長の名前、どういう部にどういう課長がどういう肩書でいるか、その一覧表をまず寄こしなさいと各党派世話人会で言いました。そして、議会側がみんな望んでいる全容解明と言うのはその部長からどの課長職に券が売られたか、その部長は何枚券を売ったのかということなのです。これから事実が明らかになったら、市長は厳正な処分を行うというふうにおっしゃっているから、その処分が本当に公正な処分なのか、厳正な処分なのかを、議会としてもチェックしていかなければなりません。しかし、どの部長がどの課長にどれぐらいの規模でパーティー券を売ったか、それさえ議会に出さないでにおいて、全容解明と言えるのかと。その前段で、ごく簡単な資料要求をしても、出せないということだから、ああ、そうですかということで、これは100条委員会を設置する重要な材料になるから私は黙っていただけの話で、それをよしとしたということではありませんので、そこは誤解のないようにしてください。断ったら共産党は資料を出さないことを理解してくれたと。そんな甘いものではないということだけは申し上げておきます。

それから、山田副市長に伺いますけれども、今度の問題で記者団から聞かれても、事実がわかっていたのに隠していたということがあられるわけです。ある新聞が追及して裏をとってきたから語らざるを得なかったようなお話をされていますけれども、記者会見で記者団から聞かれたり、各党派世話会で議会側から聞かれたら、どうして真実を述べることをしなかったのですか。本質問でも指摘しましたが5月6日のときは、調査中だから言えないというなら、北海道新聞の記者の質問に対しても、1時間後なのですから、そうやって答えればよかったのではないですか。なぜ、議会に断っておいて、北海道新聞の女性記者が行ったら、ぼろっと真実を明かすのですか。だから、私は合点がいかないから、何でそうなるのかということを知っているのです。改めて副市長にこの点で答弁をいただきたい。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 北野議員の再々質問にお答えしたいと思います。

まず、相乗りということにもう一度お話がありましたけれども、何度も答弁をさせていただいているように、相乗りイコールこういったことの原因ではないと説明をさせていただいているところでございます。やはり今回の問題というのは、法の問題、こういったことについてやはり認識が甘かったのではないかと感じているところでございます。

それから、再発防止に向けた問題で外部調査委員会との関係でございますけれども、これは先ほど来答弁をしておりますように、今、申し上げたような市の職員の問題がありますので、そういったことを徹底して研修するとか、いろいろな形で意識を変えていくことが大事なことだろうというふうに思っております。

それから、後援会のことにつきましては、後援会がやったことについては大変重く受け止めておりますけれども、実際に私自身が承知をしていなかったということは事実でございます、そのあたりについても、本当に重く受け止めて今後こういうことのないように、市といたしましても十分やっていきたいと思っております。

それから、最後、全容解明に向けてということでありましたけれども、これについては当然ながら私

どもできる限りこの特別委員会に向けて対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(山田 厚) 議会に話をしないのにマスコミに対して話したことに合点がいかないという部分の御質問ですけれども、率直に言って、確かにあの日は各会派代表への説明が終わった後の夕方の取材で、その中身の取材があったのですけれども、私が話した中身の話をして、その後、ちょっとした話をした後に、質問があったと。そういう意味では、私は一貫して捜査中のことだということで、そういうふうに頭にたたき込みながら取材に対応してきたつもりなのですけれども、先ほどから申し上げているように、連休中も結構事情を聞かれていたという経緯もございまして、どなたかに話したような気もしたりなんなりしてしまっていて、そういったことについてお話をしたということで、そういう意味では本当に私自身の不徳のいたすところではないわけで、特別な理由があって特定のマスコミにお話をしたということではなくて、一貫して捜査情報の話をしないという、そういう立場ではいたのですけれども、そういうことではございますので、不徳を反省しているところでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 以上をもって、緊急質問を終結いたします。

日程第3「閉会中の継続審査の申出」を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員長から議会運営委員会の所管事務に関する調査について、調査終了まで継続して審査することの申出があったものであります。

申出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本臨時会に付託された案件は、すべて議了いたしました。

第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時50分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 上 野 智 真

議 員 佐 々 木 秩

○諸般の報告

○平成23年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、前田清貴両監査委員から、平成２３年１月～３月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

平成23年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

○会期 平成23年5月23日～平成23年5月24日（2日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成23年度小樽市一般会計補正予算	H23.5.23	市長	—	—	—	—	H23.5.24	可決
2	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H23.5.23	市長	—	—	—	—	H23.5.24	可決
3	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H23.5.23	市長	—	—	—	—	H23.5.24	可決
4	工事請負契約について	H23.5.23	市長	—	—	—	—	H23.5.24	可決
報告1	専決処分報告[小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例]	H23.5.23	市長	—	—	—	—	H23.5.24	承認
その他会議に 付した事件	議長の選挙	H23.5.23	—	—	—	—	—	H23.5.23	当選
	副議長の選挙	H23.5.23	—	—	—	—	—	H23.5.23	当選
	常任委員の選任	H23.5.23	議長 発議	—	—	—	—	H23.5.23	選任
	議会運営委員の選任	H23.5.23	議長 発議	—	—	—	—	H23.5.23	選任
	学校適正配置等調査特別委員会の設置	H23.5.23	議長 発議	—	—	—	—	H23.5.23	決定
	市立病院調査特別委員会の設置	H23.5.23	議長 発議	—	—	—	—	H23.5.23	決定
	東日本大震災による市内経済への影響に関する調査特別委員会の設置	H23.5.23	議長 発議	—	—	—	—	H23.5.23	決定
	政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会の設置	H23.5.23	議長 発議	—	—	—	—	H23.5.23	決定
	北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	H23.5.23	—	—	—	—	—	H23.5.23	当選
	石狩湾新港管理組合議会議員の選挙	H23.5.23	—	—	—	—	—	H23.5.23	当選
	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	H23.5.23	—	—	—	—	—	H23.5.23	当選
	石狩西部広域水道企業団議会議員の選挙	H23.5.23	—	—	—	—	—	H23.5.23	当選
	小樽市農業委員会委員の推薦	H23.5.23	—	—	—	—	—	H23.5.23	推薦 決定
議会運営委員会の所管事務に関する調査	H23.5.24	—	—	議運	H23.5.24	継続 審査	H23.5.24	継続 審査	